



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策：徴兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員
Author(s)	井上, 薫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 73, 105-153
Issue Date	1997-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29532
Type	departmental bulletin paper
File Information	73_P105-153.pdf



日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策

— 徴兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員 —

井 上 薫

Language Policy in Korea under the Last Stage of Japanese Occupation: The Mobilization to the Movement for Daily Use and Understanding of Japanese before the Introduction of a Draft System

Kaori INOUE

目 次

はじめに	105
第一章 1937 年までの日本語普及・強制政策	110
第一節 1930 年頃までの各種教育機関における日本語教育	110
第二節 日中全面戦争前後の日本語強制政策	114
第二章 「簡易国語講習会」による日本語普及と学校教育における朝鮮語	125
第一節 日本語「全解」を想定した「簡易国語講習会」の開催	125
第二節 学校教育における事実上の朝鮮語廃止	126
第三節 1940 年前後における日本語習得状況	129
第三章 国民総力運動による日本語普及・強制政策	132
第一節 国民総力朝鮮連盟と日本語常用・全解運動	132
— 1941 年 7 月までの仁川府を中心に	
第二節 「全朝鮮国語普及運動」の開始	135
第三節 総督府による「国語常用」強調	136
第四章 徴兵制度導入決定（1942 年 5 月）に伴う日本語普及活動の活発化	143
むすび	152

* 註は各章末に掲げた。

はじめに

1940 年代前半の朝鮮は、日本統治下でも最も日本語習得率が上昇した時代であり、日本語の普及は「国語全解運動」として一層「強制」的・組織的に進められた。とりわけ「国語常用」の強調により日本語使用の強制が至る所で行われた。そして、『国語常用』の結果として、『解放』当時南朝鮮の 12 歳以上総人口の 78% はハングル文盲⁽¹⁾、すなわち非識字者だったということは、朝鮮語使用の制限・禁止に関する諸政策を含む日本統治下末期の日本語普及・強制政策の問題性が大きかったことを意味する。しかも、日本語がわかりこれを正しく使えることは朝鮮人の「皇民化」に関する重要な指標であった。この時期、朝鮮総督府は「朝鮮人の強靱な民族性に対する『不信』」、「朝鮮人を国家権力の暴力装置の中に組み入れることの不安、恐怖」を保持しつつも志願兵制度を導入し⁽²⁾、ついには徴兵制度まで導入した。これらを機会として、日本語普及の動きに

もさらに拍車がかかった⁽³⁾。「内鮮一体」を実質化すれば朝鮮人の民族性が抹殺されることになるが、朝鮮総督府は朝鮮人に対し「皇国臣民」たることを求め、自らその意を汲み、陸軍特別志願兵への「志願」、「創氏」・「改名」の「届出」をする等の「自発性」を求めた。これらの「自発性」の背後にはそれを選択「せざるを得ない状況」があり⁽⁴⁾、また相当程度暴力的に「『志願』を強要した」事実が存在していた⁽⁵⁾。日本語普及・強制政策の観点からいっても、日本語使用奨励や朝鮮語使用制限をする言動中に一見同様の「自発的」な動きが見られる。本論文では、志願兵制や創氏改名のような任意の「自発性」の背後にある構造が、日本語普及の場面でどのように「強制」的なものであったかを明らかにしたい。もちろん、これまでも後述するような先行研究で幾つもの事例が紹介されてはきた。しかし、史料的制約のため、1940年代の史料を根拠にした記述は必ずしも十分ではない。

本論文では、主に1942年までの史料に限定されてしまうが、1940年8月の民族新聞廃刊⁽⁶⁾以後も残された『京城日報』（日本語）⁽⁷⁾・『毎日新報』（朝鮮語）、大韓民国総務處政府記録保存所所蔵の『朝鮮総督府文書』等の諸史料を用いて、1940年10月、国民総力朝鮮連盟発足後における日本語普及・強制政策の解明を試みる。最末期までの日本語普及・強制政策およびその実態把握はまだ十分だとは言えないが、1942年5月には朝鮮への徴兵制度導入が閣議決定される等、日本語普及・強制の質を変える大きな転機があり、当時存在していた戦時における町会、愛国班等の組織化との関係等、史料を用いて明らかにすべきことは多い。

また、日本語強制、朝鮮語制限・禁止の動きは1930年代後半の南次郎総督治下で基本路線が作られており、これらの問題整理も前提として不可避である。1942年の「国語全解運動」以前に「全部国語ガ分カル」ことを想定して開始された「簡易国語講習会」の動きなど、1938年前後との関連も深く、時系列に従った比較的短い時間枠で諸史料を再構成していきたい。

《関係先行研究》

日本語強制に関しては、朴晟義が朝鮮総督府の朝鮮語政策とともに「日帝下の言語・文字政策」で論じたのがその初期のものであり⁽⁸⁾、本論文の対象時期との関係で言えば、1930年代後半の学校における朝鮮語使用禁止に関する記述等、参考にすべき部分がある。但し、朝鮮語学会弾圧事件に関する記述を除いて、1940年以後の記述には史料の不足という限界がある。

金敏洙（1973年）によれば、1937年を境に、それ以前の朝鮮語・日本語の「二語併用期」は「日本語専用期」となる⁽⁹⁾。また、『季刊現代史』8号（1976年）⁽¹⁰⁾、森田芳夫（1987年）⁽¹¹⁾によって紹介された諸史料により、1936年後半から1937年前半にかけて日本語普及政策に強制色が表面化してくることがわかる。但し、それらの本文では史料間の流れを概観するにとどまった。

日本語教育史の分野では、森田芳夫論文（1982年）⁽¹²⁾、同（1991年）⁽¹³⁾、稲葉継雄論文（1986年）⁽¹⁴⁾があるが、何れも朝鮮時代から、あるいは日本の侵略初期から現代までの流れを時期区分し概説的に辿ることに重点がある。大韓民国においては、金奎昌が一連の論文「朝鮮語科始末と日語教育の歴史的背景」により、教育令改正毎に、また教育機関毎に区分して、日本語・朝鮮語教育関係史料を多数紹介した。但し、管見の限り「国語常用全解運動」に関する論文は確認できなかった⁽¹⁵⁾。日本語で紹介された朱秀雄の諸論文は、『毎日申報』⁽¹⁶⁾からの引用が目新しいが、これらの部分を除くと、本論文の対象時期に関する記述は南・小磯各総督の、それも教育方針全般に関わる訓示類のみの紹介で「日本語教育」政策を特徴づけようとしており、平板な印象を免れ得ない⁽¹⁷⁾。

日本語普及運動を皇民化政策に位置づけ、特に当時の主要課題であった朝鮮人への徴兵制度導

入(1942年5月閣議決定, 1944年実施)との関連で論じたものに、宮田節子論文がある⁽¹⁸⁾。宮田論文は、徴兵制度の導入が「『最も困難な生活語としての国語普及』の段階に…理念として入らねばならないとされた」と表現されるような質的転換をもたらしたことを明らかにした⁽¹⁹⁾。ただし、論文自体が「徴兵制度の展開」過程を対象としているため、必然的に日本語普及の対象は主として「徴兵適齢者」にしばられた。

南次郎の朝鮮総督就任以降を対象とした広範な日本語普及・強制政策に関する先行研究は、近年、大韓民国で発表され始めた⁽²⁰⁾。「当時国民総力運動の一環として大々的な規模で、全朝鮮にわたって行われた」日本語普及運動を、大野緑一郎文書等を駆使して「内鮮一体論との連関の中で、特に徴兵制実施のための基盤調整であるという側面」から検討した崔由利論文(1995年)がその一つである⁽²¹⁾。日本語の「全解運動」と「常用運動」の区分けを意識的に行ったことも崔論文の特徴である。

「皇民化」の諸政策が相当強引な形で推進され、日本語普及に関しても、徴兵制導入を契機に変質し、「常用」・「全解」を目標として断行されたことは先行研究が明らかにしてきた通りだが、日本語普及運動が実際に展開された場所は学校・錬成所・職場・地域等であった。この運動を可能にしたものに国民精神総動員運動・国民総力運動による全朝鮮の組織化と、官民一体となった朝鮮連盟の指導方針があった。森田芳夫(1987年)もこの点に関し「戦時下の国語運動は、国民総力朝鮮連盟主唱の1942年5月の国語普及運動と44年8月の『徴兵制実施に伴う国語常用全解運動』が根幹となっている」とするが⁽²²⁾、先に触れたように、そこでは背景の政策課題との関係までは論及していない。近年、韓国で出た南昌均論文(碩士論文⁽²³⁾, 1995年)は⁽²⁴⁾、やはり、日本語普及政策の性格を「朝鮮人を皇国臣民として養成する側面と侵略戦争の遂行に必要な人力資源の確保という側面」で見ると、さらに「日本語普及政策の決定版だという<国民総力朝鮮連盟>での日本語普及と常用運動」に着目し、日本語普及政策を学校内・外に分けて検討した。国民総力朝鮮連盟への着目は注目に値するが、まだ「国語普及運動要綱」の紹介とその解説にとどまっており、前後の日本語普及政策との関係は不明である。

以上をふまえ、本論文では次のような構成とする。

第一章と第二章で、1940年10月の国民総力朝鮮連盟発足までの日本語普及・強制政策の展開を概観する。日本語普及・強制政策、朝鮮語使用制限については、1937年、1938年に大きな転機があり、1942年5月の前提として避けることができない。そこで、第一章では、公立普通学校を中心とする初等教育機関の日本語使用状況(第一節)、日中戦争前後の官公吏・学校職員に対する日本語強制政策状況(第二節)を整理する。第二章では、「全部国語ガ分カル」ことを念頭に置いた日本語講習会の開始(第一節)、初等教育機関の朝鮮語随意科目化に伴う朝鮮語廃止問題(第二節)の整理を試みた後、1940年前後の日本語習得状況を確認する(第三節)。

第三章では、国民総力朝鮮連盟改組以後の動きに焦点をあて、仁川府(京畿道)での事例を中心に「京城日報」等の文書史料を用いて展開過程を検討し(第一節)、開始された「全朝鮮国語普及運動」の状況について明らかにする(第二節)。また、「国語常用」が再び強調されるに至る経緯を明らかにしたい(第三節)。

第四章では、徴兵制導入前後の朝鮮で日本語強制政策に拍車がかかった経緯を明らかにしたい。

註

- (1) 稲葉継雄「米軍政期南朝鮮のハングル普及運動」『筑波大学外国語センター外国語教育論集』5, 1983年12月, 95頁。
- (2) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社, 1985年, 54頁。
- (3) 例えば, 宮田節子『同上』, 75頁, 114～118頁。
- (4) 宮田節子『同上』, 68頁。
- (5) 鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究—治安法下の皇民化教育—』札幌学院大学選書1, 北海道大学図書刊行会, 1989年, 197頁。
- (6) 1940年8月10日, 朝鮮総督府は『東亜日報』, 『朝鮮日報』の二大民族紙を廃刊させた。途中幾度もの停刊期が存在するため, 『東亜日報』は6,819号, 『朝鮮日報』は9,923号で廃刊となった(趙容萬「日帝下^の우리新文化運動」; 亜細亜問題研究所 日帝下^の韓国研究叢書Ⅲ『日帝下^の文化運動史』民衆書館, ソウル, 1970年4月, 190頁)。
- (7) 国立国会図書館(東京都千代田区)所蔵の『京城日報』は, 1940年10月発行分までまとまって閲覧が可能だが, その後の所蔵分(1941年3月～1944年11月)には欠号が大変多い。北海道大学付属図書館では同紙を1940年11月以降も1943年12月発行分までほとんど欠号なく所蔵していたため, 1940年11月以降のものを多用した。なお, 『京城日報』には, ほぼ毎日最大1頁が地方版にあてられているが, 北海道大学付属図書館所蔵の同紙を1940年11月～1943年1月まで確認したところ, 京城(現ソウル)を除く京畿道, 江原道, 忠清北道等の地方版である「中鮮京日」が1941年7月まで, 8月からは「京城版」となっていた。なお, 連載された記事等から確認したところ, 少なくともこの時期の『京城日報』の発行は, まず夕刊が日付の前日に発行され, その次に当日付朝刊という発行順となっている。しかし, 号数は夕刊・朝刊とも同一日付は同じ号数であるため, 今日感覚でいくと混乱しやすい。北海道大学付属図書館所蔵分の綴り方は, 今日のように同一日付の朝刊・夕刊の順となっており発行順ではない。利用の際には留意されたい。
- (8) 朴晟義「日帝下^の言語・文字政策」『日帝^の文化侵奪史』亜細亜問題研究所・日帝下^の韓国研究叢書Ⅰ, 玄音社, 1982年(朝鮮語。以下, 朝鮮語の訳はことわりのない限り, 井上訳。初版は1970年)。また, 後述の金敏洙論文の参考文献に, 朴晟義「学校教育^{に現れた}에 나타난 日帝^の語文政策」(『亜細亜研究』XI-1, 1968年3月)がある。朴晟義は, 主に「学校教育にあらわれた語文政策」, 「非常時期の語文政策」中の「いわゆる太平洋戦争前後期の語文政策」で対象時期の日本語強制政策を取り扱った。
- (9) 金敏洙(油谷幸利訳)「日帝の対韓侵略と言語政策」『韓』第2巻第5号(17号), 1973年5月, 99頁。
- (10) 「資料構成・朝鮮人の皇民化と国語(=日本語)教育—1934年以降—簡易学校から日本語の強制的常用化まで—」『季刊現代史』8号, 現代史の会, 1976年12月, 212～246頁。
- (11) 森田芳夫『韓国における国語・国史教育—朝鮮王朝期・日本統治期・解放後—』明治百年史叢書第383巻, 原書房, 1987年。
- (12) 森田芳夫「韓国における日本語教育の歴史」『日本語教育』第48号, 日本語教育学会, 1982年10月。
- (13) 森田芳夫「戦前朝鮮における日本語教育」, 木村宗男編『講座日本語と日本語教育』第15巻(日

- (14) 稲葉継雄「韓国における日本語教育史」『日本語教育』第 60 号, 日本語教育学会, 1986 年 11 月。
- (15) 金奎昌「朝鮮語始末^と日語教育^のの歴史的背景」『ソウル教育大学論文集』(朝鮮語。以下, すべて同じ)。副題と論文集の輯数は次の通り。(I)未確認, 1 輯, 1968 年 4 月(前述の金敏洙参考文献欄による)。(II)「日帝下^の言語教育政策論攷(其一)」2 輯, 1969 年 3 月。(III)「同前」3 輯, 1970 年 6 月。(IV)「同前—国民学校制度攷」5 輯, 1972 年 4 月。(V)「同前—総合教育令, 戦時教育令」6 輯, 1973 年 5 月。(VI)「日帝下^の言語教育政策論攷—簡易学校攷」7 輯, 1974 年 6 月。(VII)「同前—書堂教育攷」8 輯, 1975 年 5 月。(VIII)「私立学校攷」9 輯, 1976 年 6 月。(IX)「同前(2)」10 輯, 1977 年 6 月。(X)「同前(3)」11 輯, 1978 年 6 月。(XI)「同前(4)」12 輯, 1979 年 6 月。なお, (XII)までには, 視学機関, 教授用語問題, 鮮日共学問題, 特殊教育(訓練所・錬成所等), 社会教育, 文化活動との関係, 其他(教科書編纂史)という計画が見られたが, (XII)以降, 目次から姿を消す。『ソウル教育大学論文集』に金奎昌論文が次に掲載されるのは, 「日帝下言語政策^と斗^の政策的関連構造^に에^를關한研究—1911 年代朝鮮教育令(旧教育令)을^을中心^に으로」(『同前』15 輯, 1982 年 7 月)である。しかし, 鄭在哲によれば, 金奎昌「日帝下言語教育政策^の史的考察」(『国語教育』18~20, 韓国国語教育研究会, 1972 年)があるが(鄭在哲「韓国教育制度史研究の成果と課題」『韓』No.109, 1988 年 2 月), 入手できなかった。
- (16) 日帝は, 大韓帝国時代の『大韓毎日申報』を「韓国併合」を機会に御用紙化し, 『毎日申報』と改称した。号数のみ『大韓毎日申報』を引き継いだ。朝鮮総督府の言論統制のため, 1910 年代および『東亞日報』等廃刊後の 1940 年代は唯一の朝鮮語日刊新聞であった。1938 年(5 月以降)改題され『毎日新報』となる。
- (17) 朱秀雄「韓国における日本語教育に関する研究(Ⅳ—日帝時代の日本語教育(1)—」(『京畿大学校論文集』第 19 輯第 1 号, 1986 年 12 月)が該当時期のものである。また, 教育機関別の日本語教育について, 朱秀雄「韓国における日本語教育に関する研究(Ⅳ—日本時代の日本語教育(2)—」(『京畿大学校論文集』第 20 輯, 1987 年 6 月)および「韓国における日本語教育に関する研究(Ⅳ—日帝時代の日本語教育(3)—」(『京畿大学校論文集』第 22 輯, 1988 年 7 月)がある。
- (18) 宮田節子「皇民化政策と民族抵抗—朝鮮における徴兵制度の展開を中心にして—, 鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗』第 4 巻, 日本評論社, 1982 年。後に, 表記を若干改訂して『朝鮮民衆と「皇民化」政策』(未来社, 1985 年)の「Ⅲ 徴兵制度の展開」として所収された。
- (19) 前掲, 宮田節子(1982 年)254 頁, (1985 年)では 114 頁。なお, 括弧内は, 河野六郎「国語生活運動に望む」(『国民総力』1944 年 3 月 1 日号, 13 頁)からの重引。
- (20) 本文で紹介したもの以外の, 李明花「朝鮮総督府^の言語同化政策—皇民化時期日本語常用運動^을을^을中心^に으로」(『韓国独立運動史研究』第 9 輯, 独立記念館韓国独立運動史研究所, 1995 年 12 月・朝鮮語)があるが, 内容面・史料面では既存研究を超えたものとは評価しにくい。但し, 日本語普及が学校教育を超えて展開される条件として, 1936 年 10 月に行われた朝鮮総督府事務分掌規程の改訂に着目していることは大変興味深い。この時点で, 「学務局内には社会教化教育業務のみを担当する社会教育課が新設された」ことで, 「日本語普及政策も学校教育中心から社会教化教育次元の社会教育へ拡大した^と」ことを指摘している(同前, 281 頁)。この指摘は, 李明花がこの論文以前に「朝鮮総督府学務局^の機構変遷^と斗^の機能」(『韓国独立運動史研究』第 6 輯, 独立記念館韓国独立運動史研究所, 1992 年 12 月・朝鮮語)をまとめたところから得られた視点であろう。
- (21) 崔由利「일제 말기 황민화정책의 성격—일부어보급운동을 중심으로」(『日帝末期皇民化政

策の性格—日本語普及運動を中心に—」『韓国近現代史研究』1995年第2輯, 1995年2月(朝鮮語)。なお、崔由利は『日帝末期(1938年～45年)内鮮一体論と戦時動員体制』(梨花女子大博士論文, 1995年・朝鮮語)をまとめている。

(22) 前掲, 森田芳夫(1987年), 125頁。

(23) 日本でいう修士論文。なお、大韓民国では碩士論文, 博士論文とも製本・配架され, 大韓民国の国会図書館, 国立中央図書館, 大学校付属図書館等で閲覧が可能である。

(24) 南昌均『日帝^의日本語普及政策^에관한研究—日帝末期(1937～1945)를中心으로—』(慶熙大学校碩士論文, 1995年・朝鮮語)。

第一章 1937年までの日本語普及・強制政策

第一節 1930年頃までの各種教育機関における日本語教育

《日本語習得の基準》

日本語習得者は、総督府の統計で「普通会話に差し支えなき者」、「稍解し得る者」とに区分された。明確な基準は不明であるが、1943年12月現在では、「国語を稍々解し得る者(国民学校四年修了程度を標準とす)」、「普通会話に差支なき者(国民学校六年卒業程度を標準とす)」とあり⁽¹⁾、括弧内で当時の初等教育機関である国民学校での日本語教育年数を表示することによって日本語習得程度の目安としていたことがわかる。「普通会話に差し支えなき者」、「稍解し得る者」という分類は1910年代から見られるが⁽²⁾、1920年の朝鮮教育令部分改正までは朝鮮における初等教育機関の修業年限は4年であったため、日本統治期全体を通して同じ基準を採用することはできない⁽³⁾。しかしながら、少なくとも日本統治時代末期の日本語能力に関しては初等教育機関でどのくらいの期間日本語を使ったかが重要な基準であった。その初等教育機関の学校数および就学率の推移(第1表)と日本語習得率の推移(第2表)を掲げておく。

《公立初等教育機関の変遷》

日本統治下朝鮮における朝鮮人子弟の通う初等教育機関は、(公立)普通学校(1906年9月～)⁽⁴⁾→小学校(1938年4月～)→国民学校(1941年4月～)⁽⁵⁾と名称が変化した。公立普通学校で六年間教育を受けた場合、特に、「国語」と呼ばれた日本語の時間数の多さ、教授用語が日本語であったこと、学校内での朝鮮語使用制限により、日常会話に差し支えない日本語を習得したとみなされた。

《初等教育機関における日本語使用》

既に先行研究から明らかではあるが、初等教育における日本語の規定を確認しておこう。最初の朝鮮教育令(1911年11月施行)の時代から既に、「国語」(日本語)は「国民精神ノ宿ル所」であるとして非常に重視され、しかも「何レノ科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ、其ノ応用ヲ自在ナラシム」とあり、どの教科においても日本語を使うように規定された⁽⁶⁾。

日本語は教科全体の約四割を占め、朝鮮語の教授時数が朝鮮教育令の改正毎にその比率を減少させ、相対的に日本語教育が強化された(第3表)。

『普通学校国語読本巻二』(1913年刊)は第一学年後半期の児童を対象としているが、統治初期のこの緒言には「直観的ニ教授」することが重視され、「便宜、国語ヲ以テ説明ヲ加ヘ」ることが、そして「必要ノ場合ニ限り、朝鮮語ニテ対訳又ハ解釈」できることが明記された⁽⁷⁾。各科を教授するには説明を要するが、その説明にも日本語を用いるのが通常で、朝鮮語も「必要ノ場合」に限定されていた。教科では「朝鮮語及漢文」(1922年4月施行の第二次朝鮮教育令以降は「朝鮮語」と変更)に限り、朝鮮語の教科書が残された。教授用語はこのように早い時期から事実上日本語

第1表 公立普通学校数および同就学率

年	学校数	
1906(M39)	23校	
1907(M40)	50	
1908(M41)	98	
1909(M42)	124	普通学校就学率
1910(M43)	126	1.0%
1911(M44)	234	1.5
1912(M45)	341	1.9
1913(T 2)	366	2.1
1914(T 3)	382	2.2
1915(T 4)	410	2.4
1916(T 5)	426	2.7
1917(T 6)	435	2.9
1918(T 7)	469	3.1
1919(T 8)	535	3.1
1920(T 9)	641	4.1
1921(T10)	755	6.0
1922(T11)	900	8.9
1923(T12)	1,040	11.2
1924(T13)	1,152	12.5
1925(T14)	1,187	14.0
1926(T15)	1,264	15.1
1927(S 2)	1,343	15.5
1928(S 3)	1,428	15.9
1929(S 4)	1,505	16.1
1930(S 5)	1,644	15.9
1931(S 6)	1,779	16.3
1932(S 7)	1,896	16.5
1933(S 8)	2,020	簡易学校 17.8
1934(S 9)	2,133	384 19.9
1935(S10)	2,274	579 21.7
1936(S11)	2,417	746 24.0
1937(S12)	2,503	927 26.6
1938(S13)	2,599	1,145 30.6
1939(S14)	2,727	1,327 35.2
1940(S15)	2,851	1,488 38.6
1941(S16)	2,973	1,518 42.0
1942(S17)	3,110	1,680 44.4
1943(S18)	3,717	1,563 49.0

『学事統計』朝鮮総督府, 1910年度以前
『朝鮮総督府統計年報』1911年度以降による。
就学率は, 古川宣子「植民地期朝鮮における
初等教育—就学状況の分析を中心に—」
『日本史研究』370号, 1993年6月を参照した。

第2表 日本語習得率の推移

原出典は、『施政二十五年史』朝鮮総督府等。
金敏洙「日帝の対韓侵略と言語政策」
『韓』第2巻第5号, 1973年5月, 96~97頁。

年	朝鮮人口(人)	習得者	習得率(%)
1910	13,128,780		
1911	13,832,000		
1912	14,576,000		
1913	15,169,932	92,261	0.61
1914	15,620,720		
空欄は出典に記載なし			
1918	16,697,017		
1919	16,783,510	302,907	1.81
1920	16,916,078	367,265	2.20
1921	17,059,358	541,244	3.10
1922	17,208,139	563,029	3.30
1923	17,447,913	712,269	4.08
1924	17,619,540	817,997	4.60
1925	18,543,326	947,146	5.10
1926	18,615,033	1,065,446	5.70
1927	18,631,494	1,182,015	6.30
1928	18,667,334	1,290,241	6.91
1929	18,784,437	1,440,623	7.70
1930	19,685,587	1,627,136	8.30
1931	19,710,168	1,724,209	8.80
1932	20,037,273	1,542,443	7.70
1933	20,205,591	1,578,121	7.81
1934	20,513,804	1,690,880	8.20
1935	21,248,864	1,878,704	8.80
1936	21,373,572	2,103,962	9.90
1937	21,682,855	2,397,398	11.00
1938	21,950,716	2,717,807	12.38
1939	22,098,310	3,069,312	13.89
1940	22,954,563	3,573,338	15.57
1941	23,913,063	3,972,094	16.61
1942	25,525,409	5,089,214	19.94
1943	25,827,308	5,734,448	22.16
1944	25,120,174		
1945		推定	*27.00

第3表 普通学校各学年別「朝鮮語及漢文」対「日本語」の週当授業時数表

1911～1922年* ₁					
科 目	朝鮮語 及漢文	日本語	総時間数	比 率	
学 年	(A)	(B)	(C)	A/C(%)	B/C(%)
1-2	6	10	26	23.08	38.46
3-4	5	10	27	18.52	37.04
計	22	40	106	20.75	37.74
1922～1938年* ₂					
	朝鮮語	日本語	総時間数	比 率	
1	4	10	23	17.39	43.48
2	4	12	25	16.00	48.00
3	3	12	27	11.11	44.44
4 男	3	12	29	10.34	41.38
4 女			30	10.00	40.00
5-6男	3	9	29	10.34	31.03
5-6女			30	10.00	30.00
計	20	64	男162 女165	男12.35 女12.12	男39.51 女38.79
1938～1941年* ₃					
	朝鮮語	日本語	総時間数	比 率	
1	4	10	26	15.38	38.46
2	3	12	27	11.11	44.44
3	3	12	29	10.34	41.38
4 男	2	12	32	6.25	37.50
4 女			34	5.88	35.29
5-6	2	9	34	5.88	26.47
計	16	64	男182 女184	男8.79 女8.70	男35.16 女34.78
1941～1945年* ₄					
	朝鮮語	日本語	総時間数	比 率	
1	0	9	23	0	39.13
2	0	10	25	0	40.00
3	0	9	27	0	33.33
4	0	8	32	0	25.00
5-6	0	7	34	0	20.59
計	0	50	175	0	28.57

*1 鄭在哲『日帝^の対韓国植民地教育政策史』
一志社、ソウル、1985年〈表6-2〉311頁。

〈補註〉

①国語教科の名称を「朝鮮語及漢文」といい、
多くの授業時数を「漢文」に充当していた点
を留意しなければならない。

②高等普通学校と女子高等普通学校に付属した
付属普通学校は除外した。

*2 鄭在哲、〈表6-20〉362頁。

〈補註〉

5年制及び4年制の普通学校は除外する。

*3 鄭在哲、〈表6-39〉429頁。

*4 鄭在哲、〈表6-58〉478頁。

*第1・2学年の日本語授業時数は「国民科」の
「修身・国語」教科として構成され、第1学年に
11時間、第2学年に12時間が配置されている
が、この表では第3、4、5、6学年に付加さ
れた「修身」と「国語」（日本語）教科の授業時
数の比率を参考にして筆者がその時数を配分し
たものである。

だった⁽⁸⁾。1927年2月の段階で『東亜日報』に掲載され、後に総督府警務局が収録した記録には、
「普通学校での日本語」について次のように記されていた。

「現下普通学校では朝鮮語を除いた外には全部日本語のみを使用するのである。のみならず
前にも論じた如く取締が極めて甚だしいのである。朝鮮人先生にも必ず日本語で話させるこ
と、日本語に非ざれば質問し得ぬこと、誤って発した朝鮮語一回に一銭の罰金を取ること。

その外些細なものは列挙するに遑もないほど苛らく堅いのである。」⁽⁹⁾

初等教育機関の教授用語は、1938年に小学校規程の第16条8号で「教授用語ハ国語ヲ用ウベシ」
と明記されたが⁽¹⁰⁾、上述の通り、それは事実を追認したに過ぎない。

《公立初等教育機関の拡大》

総督府による公立普通学校の普及は、1919年度からの三面一校計画⁽¹¹⁾に始まり、1929年度からの一面一校計画⁽¹²⁾へと移った。また、低い就学率にもかかわらず、一面一校程度の間口では入学希望者さえ収容できないため、これとは別に1934年からは簡易学校の設置を始めた。簡易学校は二年間で教育を終了し、上級学校進学資格もなかった。総督府はこれを「完全教育」と宣伝した。その二年間に、日本語を集中的に習得させた。また、当時「疲弊」状態にあった農村への関わりを農業教育・農業実習によって取り持とうとした。この簡易学校設立にあたっては、改良書堂の利用・転用との関係が深い⁽¹³⁾。

《私立学校、書堂における日本語教育》

民族教育機関における日本語強制状況については概略次の通り。

京畿道の例では、既に「併合」直後、日本人教監等の学務関係者が、官憲の武力で護衛されながら私立学校を視察・指導し、私立学校規則の遵守に関する監督・日本語教育導入等、私立学校の教育内容に対して積極的な介入を行っていた⁽¹⁴⁾。また、総督府は1915年3月に私立学校規則を改正し、「修身、国語、歴史、地理、体操」の教員に対して「国語ニ通達シ且当該学校ノ程度ニ応スル学力ヲ有スル者」であることを求めた⁽¹⁵⁾。そして、1920年4月施行の私立学校規則第6条によって、日本語と修身を必修とした⁽¹⁶⁾。

他方、総督府は、書堂に対して「急劇ノ改廃」を避ける通牒を出してはいたものの、1910年代から京畿道・江原道等では日本語導入等の圧力をかけ続けていた⁽¹⁷⁾。統治初期には書堂で学んだ者を普通学校へ「勧誘」し（普通学校児童・生徒の6～7割は書堂出身者）⁽¹⁸⁾、1918年からは書堂規則により「届出」を義務づけ、1929年2月には私立学校規則の支配を逃れて存在していた規模の大きな書堂及び私設学術講習会を「学校類似事業」として取締の対象とし⁽¹⁹⁾、1929年6月の書堂規則改正で、設置を「許可」制とし、日本語等を教える際には総督府編纂教科書の使用を義務づけた（第1条ノ2）⁽²⁰⁾。

以上のような弾圧・規制の中で、私立各種学校は、1911年の1,467校が1930年には513校となり、さらに漸減していくことになる。書堂も、1911年の16,540ヶ所が、一時増加傾向を見せて1920年には25,482ヶ所に至ったが、1930年には1万余ヶ所となってしまった⁽²¹⁾。1930年頃には、数が減ったこれらの教育機関でも日本語教育が展開されるようになっていた。

《「国語講習会」による日本語普及》

公立の初等教育機関やその他の民族教育機関に通わなかった人々のうち、主として青・成年男子、勤労者男子に対しては、「国語講習所」あるいは「国語講習会」を設けて日本語を教え込んだ。放課後の公立普通学校の利用による講習会の外、1911年版『朝鮮総督府施政年報』には「明治四十四年一月以降各道ニ互リ内地人教員ノ配置ナキ僻陋地ヲ選定シ駐在憲兵又ハ警察官ヲシテ付近ノ篤志者ニ国語ノ教授ヲ為サシメタリ」とあり⁽²²⁾、憲兵分遣所・巡査派出所等でも講習所が開設された⁽²³⁾。1919年の三・一独立運動を契機に「以来国語講習会は頗る不振の状況」となり、「一時之か開催を見合せたるもの多し」と、独立運動後は劣勢になった⁽²⁴⁾。1920年代は夜学を中心とした民族教育機関が優勢となるが⁽²⁵⁾、それでも1923年の慶尚南北道に存在した私設学術講習会383ヶ所のうち、「三割程度は、国語（日語）普及のためのものであって、当局の奨励要因が濃い」と判断される程度には存在していた⁽²⁶⁾。

《1930年の日本語習得率》

以上のような日本語の普及の結果、朝鮮の人々がどれだけ日本語を習得していたのかを1930年

の史料で確認しよう。

1930年に朝鮮で初めての国勢調査が行われた。この中に「読ミ書キノ程度別人口」調査があり、統計上、①「仮名及諺文ヲ読ミ且書キ得ル者」、②「仮名ノミヲ読ミ且書キ得ル者」、③「諺文ノミヲ読ミ且書キ得ル者」、④「仮名及諺文トモ読ミ且書キ得ザル者」の四項目それぞれの1) 総数、2) 男、3) 女の数値と、全朝鮮、各道、各府毎の朝鮮人・日本人別人口数がわかる。ここでは「仮名」を日本語、「諺文」を朝鮮語と置き換え、①～④のうち朝鮮人の①日本語と朝鮮語の両方を読み書きできる者、すなわち「日本語を読み書きできる朝鮮人」⁽²⁷⁾の状況を知ることによって重点を置いて、(第4表)に朝鮮全土の年齢階層別読み書き人口を示した。朝鮮人人口200万余(20,438,108名)に対する「仮名及諺文を読み且書き得る者」は6.79%、就学前の6歳以下を対象外とすると8.37%となる。6～9歳(第一～三学年児童を含む)では10～24歳に比し少々比率が低く、まだ低学年段階での日本語能力は十分ではないと判断できる。また、1930年時点で、10歳以上の比率は、特に男子生徒を見ると四分の一を超える。一方、女子就学が進んでいない等の理由で、女子の日本語習得率の低さが際だっていた。次に、(第5表)の史料からは、各道によるばらつき、府(市に該当)と郡の差がわかる。府在住の朝鮮人は既に総数の約四分の一が「仮名及諺文」の読み書き、つまり、日本語と朝鮮語両方の読み書きができた。特に男子では、三分の一を超えていた。このように男女差が激しかった。

第二節 日中全面戦争前後の日本語強制政策

一. 地方議員、官公吏、学校職員に対する日本語使用強制

《道会における通訳廃止》

日本語の強制・普及は、特に1936年8月、南次郎が朝鮮総督に就任してから、積極的に進められた。

1937年2月16日、総督府内務局長大竹十郎⁽²⁸⁾が地方議会で用いる「国語」、日本語の奨励に関する談話を発表した⁽²⁹⁾。その内容は、①「道・府・邑会等では現に全然通訳を廃止してゐる向が少くない」こと、②「地方公職者に於ても範を衆に示す為に勵めて国語を勉強せられ、尠くとも道・府・邑会に於ては成るべく最短期間に全部通訳廃止の機運に向はしめられたい」ことを含んでいた⁽³⁰⁾。但し、「国語を解せざる者は議員の立候補ができぬ」というような「資格を制限する様なことは考へて居らない」との断わりもある⁽³¹⁾。これらの意味することは何か。①の状況に至る過程を二、三道の事例から確認し、その判断材料としたい。

<事例一；忠清南道>

通常道会は、各道ともほぼ2月、3月に行われていた。忠清南道の道会の場合、1935年2月27日、道会第一日の予算審議時に、「林昌洙議員の予算説明に対する通訳廃止の緊急動議」が出て「異議なく可決」、この説明に関する通訳が廃止された⁽³²⁾。これに対し、同道会第四日の場合、「沈載昊議員から議事進行として緊急動議として通訳廃止を提出、議長また休憩を宣し、一時間十五分に亘り別室で懇談したが陰悪な空気漲り二時四十分漸く再会、沈議員の撤回で覺つく」という状況で、通訳廃止は行われなかった⁽³³⁾。しかし、翌年の道会(1936年2月)では、日本語がわからない議員に「専属通訳を付す」ことで公的な「通訳廃止」に至った⁽³⁴⁾。

<事例二；平安南道>

平安南道会における「通訳」は、1936年の道会三日目までの段階で既に為されていなかったが、朝鮮人議員の「緊急動議」によって「公衆通訳」を「復活」させた珍しい例である。『京城日報』

第4表 年齢階層別読み書き人口 ①-1 朝鮮全土 朝鮮人

①-2 朝鮮全土 日本人

年 齢	仮名及諺文を読み且書き得る者						諺文のみを読み且書き得る者			年 齢	仮名及諺文を読み且書き得る者																				
	総数 (人)		(%)		男		女		総 数		男	女	総 数		男		女														
総 数	1,387,276		6.79		1,195,461		11.50		191,815		1.91		3,156,408		2,551,077		605,331		総 数	32,714		6.21		27,310		9.6		5,404		2.2	
(6－以上)			8.37				14.15				2.36								(6－以上)			7.42				11.25				2.73	
6－ 9	161,000		7.73		126,434		11.82		34,566		3.41		79,822		63,641		16,181		6－ 9	453		1.00		253		1.1		200		0.9	
10－14	382,319		17.22		315,907		27.38		66,412		6.22		224,720		159,002		65,718		10－14	1,523		3.63		1,043		4.9		480		2.3	
15－19	313,133		15.26		263,173		24.87		49,960		5.03		376,484		263,253		113,231		15－19	3,511		7.85		2,721		12.0		790		3.6	
20－24	209,619		12.25		186,963		21.73		22,656		2.66		389,969		291,954		98,015		20－24	4,405		6.61		3,405		8.2		1,000		4.0	
25－39	255,435		6.46		239,765		11.88		15,670		0.81		1,021,835		842,525		179,310		25－39	15,475		11.31		13,376		18.2		2,099		3.3	
40－59	60,458		1.84		58,404		3.45		2,054		0.13		812,731		711,293		101,438		40－59	6,966		7.63		6,209		11.4		757		2.0	
60以上	5,312		0.42		4,815		0.81		497		0.07		250,847		219,409		31,438		60以上	381		2.75		303		4.5		78		1.1	

「仮名及諺文を読み且書き得る者」欄の右数字は各年齢階層人口に対する百分率 * 朝鮮人全人口：20,438,108 名

『昭和五年 朝鮮国勢調査報告』全鮮編 第一巻 結果表, 朝鮮総督府, 1934 年 10 月

第5表 ②-1 朝鮮全土 (府郡, 道別) 朝鮮人

②-2 朝鮮全土 日本人

道	仮名及諺文を読み且書き得る者					諺文のみを読み且書き得る者			道	仮名及諺文を読み且書き得る者						
	総 数		男		女	総 数		男		女	総 数		男		女	
全 鮮	1,387,276	6.79	1,195,461	11.50	191,815	1.91	3,156,408	2,551,077	605,331	全 鮮	32,714	6.21	27,310	9.6	5,404	2.2
府 部 郡 部	218,369	24.56	165,920	36.31	52,449	12.14	164,752	98,825	65,927	府 部 郡 部	14,360	5.35	11,605	8.1	2,755	2.2
	1,168,907	5.98	1,029,541	10.36	139,366	1.45	2,991,656	2,452,252	539,404		18,354	7.10	15,705	11.0	2,649	2.3
京 畿 道	213,025	10.63	172,024	16.77	41,001	4.19	373,937	262,859	111,078	京 畿 道	8,573	6.31	6,981	9.6	1,592	2.5
忠清北道	44,883	5.04	39,781	8.68	5,102	1.18	125,020	96,492	28,528	忠清北道	676	8.42	592	14.4	84	2.2
忠清南道	80,113	5.90	70,196	10.09	9,917	1.50	214,128	160,461	53,667	忠清南道	1,366	5.89	1,147	9.5	219	2.0
全羅北道	82,013	5.59	71,311	9.41	10,702	1.51	227,265	176,665	50,600	全羅北道	1,869	5.71	1,597	9.5	272	1.7
全羅南道	131,811	5.76	116,989	10.19	14,822	1.30	323,095	270,859	52,236	全羅南道	2,516	6.14	2,027	9.4	489	2.5
慶尚北道	117,494	4.95	101,914	8.51	15,580	1.32	280,444	199,565	80,879	慶尚北道	2,227	5.51	2,012	9.4	215	1.1
慶尚南道	127,085	6.21	107,609	10.47	19,476	1.91	219,392	175,784	43,608	慶尚南道	4,213	4.76	3,225	6.9	988	2.4
黄 海 道	91,795	6.12	79,428	10.52	12,367	1.66	280,743	243,108	37,635	黄 海 道	1,271	7.19	1,076	11.7	195	2.3
平安南道	119,133	9.24	101,053	15.62	18,080	2.82	268,032	221,753	46,279	平安南道	2,277	6.72	1,937	10.3	340	2.3
平安北道	108,968	7.17	96,659	12.56	12,309	1.64	298,068	257,424	40,644	平安北道	2,513	12.53	2,220	19.7	293	3.3
江 原 道	73,913	5.01	64,989	8.44	8,924	1.27	220,450	191,095	29,355	江 原 道	1,191	10.72	1,030	16.7	161	3.3
咸鏡南道	128,029	8.38	113,206	14.42	14,823	2.00	220,365	201,242	19,123	咸鏡南道	2,210	5.63	1,907	8.3	303	1.9
咸鏡北道	69,014	9.83	60,302	16.69	8,712	2.56	105,469	93,770	11,699	咸鏡北道	1,812	5.14	1,559	7.0	253	2.0

『昭和五年 朝鮮国勢調査報告』全鮮編 第一巻 結果表, 朝鮮総督府, 1934 年 10 月

の報道は次の通り。

「李寛淳議員(安州)が緊急動議ありとて発言を求め公衆通訳復活を提案、崔(成川)宋(中和)両議員賛成意見を述べ、成るべく公式通訳は廃したき当局の意向に反し対立気分濃厚となり多数議員の圧力を以て議長をして一気に採決せしめんとしたため議場は混乱に陥り議長はやむなく十時四十五分休憩を宣告、空気の緩和に努めたが通訳を復活することが却て議事進行をはかる所以なりと認めて同十時再会、通訳は公式に復活、愈よ質問戦に移った。」⁽³⁵⁾

<事例三：江原道>

江原道会(1936年2月)での通訳廃止の理由は、時間の節約であった。通訳廃止動議に対し絶対反対を唱えた議員もいたが、少数派とみなされ、結局採決の上、動議が成立した。動議成立直後、不満の意を表す朝鮮人議員もいて混乱したが、「通訳は参与員の答弁にのみこれを付し、議員の質問の際は省略すること」で落ちついた⁽³⁶⁾。

以上を見る限り、1935年の忠清南道では、冗長な予算説明を朝鮮語で又繰り返し聞くことを嫌った議員が通訳を止めるように動議を提出したものであって、道会審議の全体にまで及ぶ際には、まだ「通訳廃止」をできる状態ではなかった。しかし、1936年には個別の通訳をつけることで、全体の通訳を廃止した。平安南道の場合、既に通訳廃止状態であったが、朝鮮人議員の「多数」の力で「公衆通訳」を復活させた。反対に、江原道の場合は、反対議員が少数であったため通訳を廃止するに至るが、不満の主張が強かったため、一定の条件の場合のみ通訳がつけられた。

つまり、道会内の状況として通訳は廃止の傾向にあったが、一定の条件で通訳をつける場合、時には廃止された「公衆通訳」が復活する場合もあった。この状況の約一年後、1937年2月16日、すなわち1937年の通常道会直前に大竹内務局長による談話が発表された。この状況下で総督府が「日本語の奨励」という立場を表明したこの談話は、社会的には道会での通訳復活、条件付き通訳の動きを抑える意味を持ったと考えて良いのではないだろうか。

地方議会議員の日本語習得状況については、井坂圭一良の記述からわかる。それによれば、「現在朝鮮十三道の道會議員中、知事の任命する所謂官選議員を除いて、選挙に依って選出せられる所謂民選議員は朝鮮人245人であるが、其の中国語を以つて意思発表の出来ぬ者18人に過ぎず、府會議員中には殆ど一人もなく邑會議員中には418名中之れ亦僅かに19名である。」という⁽³⁷⁾。「現在」が何時であるかは正確には不明だが、1937年頃の状況であろう。通訳廃止動議を提出したのが、忠清南道・江原道の場合、朝鮮人議員だったことを考慮すると、総督府による朝鮮人間の「分割統治」⁽³⁸⁾が進む中で、日本語を理解できない朝鮮人地方議員は、既に通訳必要の主張を押し通せる状況をつくれなくなっていたのではないか。

なお、制限選挙による地方議会の開設は1931年に行われた⁽³⁹⁾。

《「通牒」行政による日本語強制》

1937年3月17日の朝鮮総督府文書課長通牒は、官公吏が対象であった。「既に国語に習熟し、職を官公署に奉ずる者にして執務中尚未だ国語を使用せざる向ある」状況を「甚だ遺憾」とし、これら各官公署の職員に対して、「執務中は努めて国語を使用するやう」に指示したものであった⁽⁴⁰⁾。この時期だけに限ったことではないが、日本語強制を「奨励」と呼び、法令には規定せず、談話や通牒行政を通してその拡大を図ったことが特徴である。実際、官吏はその日本語能力によって登用されているといって過言ではないが、当時まだ官庁内では朝鮮人官吏同士が会話する際、日本語を知っていても朝鮮語を使う状況が多かった。日本語を知りながら使用していないという問題を解決するための日本語使用徹底策であった。

1937年5月20日の政務総監通牒は、学校教育における日本語の使用徹底に関するものであり、また、使われている日本語の中身に関する問題を、教授・指導法の改善、教員の日本語力の問題として認識させ、学校職員のさらなる日本語の改善を求めるためのものでもあった。主要内容を挙げると、①「授業時間中」の日本語使用は「既に徹底を見てゐる」と認識されているが、「運動時間中」には「職員相互間に於てすら未だ其の徹底を見ざるものある」状態であること。②「話方・綴方指導法」に「研究改善」を加える必要があること。③「話方の練習を徹底」し、「国語家庭化の機縁」とすること。④公立学校だけでなく、「私立学校教員」の「採用認可」においても「国語通達の点を一層重視」し、「既採用」者へも日本語に「通達」するよう「督励」すること。⑤「普通学校教員の国語力増進」のため「講習会」等を行うこと、であった⁽⁴¹⁾。学校教育における日本語使用を、まず学校職員の徹底、改善の努力に求めたものだったと考えられる。

二年後のものだが、1939年7月31日には、「特に多数の使用人を有する工場、商店の施設」を対象として、職場でも日本語を講習するようにと学務局から通牒が出された。内容は、上記の職場では、「平素、連続的に、あるいは「一定の時期」「なるべく長期」に、「国語講習の施設を講ずる」ことを促したものであった。「工場員、店員」に対し、「平素相互間に於て、国語を使用」するように命じてもいた⁽⁴²⁾。

いずれも、法令に残らない通牒による指示であるが、それ故にこそ実務上、実効性があったと思われる。

「内鮮一体と国語奨励」⁽⁴³⁾による総督府の弁明

ところで、前述した大竹内務局長談話の後、3月1日付『朝鮮日報』で「官公吏及公職者の朝鮮語使用禁止」と題する社説が出され、また6月15日付『朝鮮通信』でも「国語問題に関して生徒処分さる」という記事が掲載された。これらにより「朝鮮語使用禁止」、「学校当局の日本語奨励方針に積極的に逆行する生徒への厳罰」が公にされた。これらを用いて松岡正男が「新領土に於ける国語問題の重大性」(『大毎エコノミスト』7月1日号)を書き、「国語奨励は趣旨に於て賛成ではあるが、あまりに非常識な方法を以て強制し過ぎて居る」と批判した。これに対し、「朝鮮の施政当局として国体明徴、国民意識昂揚の必要上、官公吏、公職者、学生生徒等に対し国語の使用を奨励して居ることは事実」であるが、「使用禁止」の「事実は全然存在しない」と反論したのが総督府の井坂圭一良の「内鮮一体と国語奨励」(『朝鮮』第268号、1937年9月号)である。井坂は「誤報と誤論」を訂正するため、上述した内務局長談話(全文)、文書課長通牒、政務総監通牒(要旨)を公表した。

文書課長通牒にあるような「執務中尚未だ国語を使用せざる向あるは甚だ遺憾」という表現には「朝鮮語を禁止する」という表現はないが、実際上は日本語を使用しないときは無言か、朝鮮語を使用しているわけであり、これが「遺憾」だとすれば朝鮮語使用を控える外はない。文面で禁止をしていないとしても、自ら使用制限をしなければ通牒の意図は達成できない。このような結果を総督府は期待していたのではないだろうか。

二. 朝鮮人への兵役導入と「皇民化」政策

《陸軍特別志願兵制度、第三次朝鮮教育令、創氏改名の導入・制定過程》

(第6表)は、日中戦争勃発(1937年7月7日)の前後に計画された三大政策(陸軍特別志願兵制度、第三次朝鮮教育令、創氏改名)の成立経緯を宮田節子論文⁽⁴⁴⁾を参考にまとめたものである。

黒星(★)は1938年2月の陸軍特別志願兵令に、中央の二重丸(◎)は1938年3月4日の第

第6表 主な皇民化政策、日本語普及・強制関係政策の流れ

(1936. 8.	神社制度改正勅令発布：一道一列格社設置方針；官・国幣社等)
8. 5	南次郎，朝鮮総督就任（政務総監は，大野緑一郎）
1937. 2.16	道・府・邑・面会等，地方議会における日本語奨励
	大竹内務局長談話
3.17	官公署職員の執務中の日本語使用に関する総督府文書課長通牒
	◆「司法改正調査委員会」訓令（1937.4.17）
4.19	道知事会議で「五大政綱」発表
	国体明徴，鮮満一如，教学振作，農工併進，庶政刷新
5.20	学校教育における日本語奨励に関する政務総監通牒
★陸軍省→朝鮮軍：徴兵問題提起（1937.6）	
	◎「内鮮学校名称統一」発表（1937.7.1）
★朝鮮軍→陸軍省：試験的に志願兵制度可（1937.7.2）	
7. 3	大人事異動・塩原時三郎学務局長
《7. 7 盧溝橋事件》	◆第一回司法改正調査委員会（1937.7.7）
★志願兵問題検討，骨格（1937.8）	
	◎㊟「国民教育ニ対スル方策」学務局→朝鮮軍（1937.8）
	◎「皇国臣民ノ誓詞」制定（1937.10.1）
11. 愛国日制定	
	◎第一回臨時教育審議会開催・学務局案審議（1937.11.8）
	◎朝鮮教育令改正原案，各学校規程を本国内閣へ送付（12.1）
	◎枢密院審査委員会開催，原案通り全会一致可決（1938.1.17）
★1938. 2.22 陸軍特別志願兵令	
◎3. 4 第3次朝鮮教育令・小学校規程（朝鮮語随意科目化＝廃止の契機）	
7. 7 国民精神総動員朝鮮連盟発足	
1939. 3.18 寿松，蓬萊小学校，京城府学務課に朝鮮語科目廃止出願（東亜日報）	
6. 国語対策協議会（文部省）：「東亜新秩序」と日本語	
7.31 職場の日本語講習に関する学務局長通牒	
◆11.10 朝鮮民事令改正	
	（創氏改名に関する二つの法令。届出期間＝1940.2.11～8.10の六ヶ月）
1940.10.16 国民総力朝鮮連盟発足	
1941. 1. 国語対策協議会（第二回・文部省）→森田梧郎報告	
3. 国民学校規程公布	

* 宮田節子「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』No.29，1991年10月，45頁を参考に作成した

三次朝鮮教育令に至り，そして，黒塗りの四角（◆）の司法改正関係の流れは1939年11月の朝鮮民事令改正，即ち創氏改名に関する二つの法令に至る。

志願兵制度の導入と学校名称統一で形式上の差別をとりはずす「内鮮一体」を実施し，日本式の氏を創って届けさせ⁽⁴⁵⁾，法令上強制的に日本式「イエ」制度を導入してこれを押しつけ，家族を一つの「氏」で管理しようとした。これらの政策遂行に際し，総督府は巧妙に法令上の強制表現を避け，それぞれの政策が背後の官憲による武力・暴力的な威嚇，あるいは学校・愛国班等の組織を利用しながら⁽⁴⁶⁾，「自発的」なものであるかの如く操作していた。ここでは，これらの構造を解明していく動きがあることを指摘するに止めておく⁽⁴⁷⁾。

《兵役を想定した1937年8月の教育方針》

この時期の教育方針について，重要な一史料にのみ言及しておく。既に，宮田節子氏が紹介したもののだが，第三次朝鮮教育令の制定過程で学務局が朝鮮軍に対して示した「㊟国民教育ニ対ス

第7表 児童語彙調査(小学校1学年修了時)比較調査(1938年1～2月)

	最 多	最 少	平均数
岡山師範学校付属小学校	6,906	3,338	5,230
京城女子師範学校付属普通学校	1,485	587	940
	(21%)	(19%)	(22%)

出典：「国語普及及国語教育に関する資料」(朝鮮総督府編修官 森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」『文教の朝鮮』1941年5月、41～42頁)

ル方策」(1937年8月)がそれである⁽⁴⁸⁾。1937年11月に朝鮮総督府でまとめた「朝鮮人志願兵制度実施要項」の第七項目「教育ノ刷新ニ就テ」は、「別冊『国民教育ニ対スル方策』ニ依ル」と、全面的に学務局方針に依拠していることを考えれば、この「方策」が教育令改正にとっても、朝鮮人への兵役導入にとっても非常に重要な位置を占めていたといえる⁽⁴⁹⁾。この文書によれば⁽⁵⁰⁾、1937年8月の状況では、①一面一校計画、つまり、村に必ず公立普通学校一校を設立する計画は達成したこと。次に②当初10年間で計画した学校数倍増計画を5年に短縮すること。これにより、学務局が近い将来の兵役制度導入を考慮し、当初の計画を変えた事実が明確である。それから、四年制普通学校卒業程度の日本語では兵役にはまだ十分ではなかったため、③これらを六年制普通学校へ格上げすること。これは1942年に終わる計画だが、④1943年度以降の10年で全学齢児童を収容する。つまり、義務的に全員就学させる計画を想定した。その場合、⑤1952年で人口の42%程度が日本語を習得すると予測した。さらに、⑥1959年で徴兵適齢者の日本語習得率が24万、78%程度になると予測した。つまり、総督府は、1937年8月時点では徴兵までは考えていなかったが、長期的には朝鮮人の兵力動員を想定した教育計画を立てたことは確実である。その後状況が変わり、前倒して拍車がかかるようになった。

《1938年初めにおける普通学校一年生の日本語語彙程度》

以上のように、朝鮮人の兵役を想定した教育計画が進む中、普通学校の一年生を対象とした日本語の語彙調査が行われていた。これは文部省主催の第二回「国語対策協議会」(1941年1月)で朝鮮総督府学務局編修官が報告したものとして知られている⁽⁵¹⁾。これを(第7表)として示そう。調査対象は京城女子師範学校付属普通学校へ1937年4月に入学した女子児童17名で、彼女らに対し、学年末の1938年1月20日～2月11日の期間にどれだけ「聴解語」があるかを同学年担任の日本人訓導中野巳之吉が「発問法」で調査した結果である。これを岡山師範学校付属小学校第一学年の「入学当初の語彙調査」と比較した。すなわち、日本人児童の「就学時」の語彙と、就学前はほとんど日本語を使う環境にない普通学校児童が学校でほぼ一年間日本語を習った時点での比較結果である。語彙力の差は歴然としており、京城女子師範付属の児童は、岡山師範付属の児童の二割程度の語彙しか持っていないという結果であった。約三ヶ月で教授用語は覚えるとはいうものの⁽⁵²⁾、小学一年生に対して日本語だけですべてを行うにはまだ十分でないことは明白であろう。したがって、総督府は学校生活でできるだけ多くの日本語を使わせ、これを覚えさせようとしたのであった。

第一章 註

- (1) 「昭和十八年末現在に於ける朝鮮人国語普及状況」：朝鮮総督府『昭和19年12月第八六回帝国

議会説明資料』（『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻，不二出版，1994年，35頁）。

- (2) 朝鮮総督府警務総監部訓令甲第4号「警察報告例」中の「半年報第七表」に「朝鮮人邦語解得者表」があり，この凡例には「本表ニハ普通会話ニ差支ナキ程度ニ邦語ヲ解スル者以上ヲ計上スヘシ」と記されている（『朝鮮総督府官報』号外，1912年1月24日号，35頁）。但し，この基準は不明である。なお，『慶尚南道道勢要覧』をみると，1911年発行の「朝鮮人日語解得者数」（1910年12月末日現在）では「解得」の程度の区別はなく（37～38頁），1914年発行の1913年版にある「現在朝鮮人国語解得者数表」（1913年12月末日現在）では「稍解シ得ル者」，「普通会話ニ差支ナキ者」の区別がされている（66～67頁）。遅くともこの頃から「解得」程度の区分がされている。
- (3) 朝鮮総督府学務局が1921年1月に発行した『国語普及の状況』（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第17巻，龍溪書舎，1987年編集復刻版の②）には，普通学校の「四年の課程を修了したるものは日常の会話上支障なき程度の達するを普通とす」（2～3頁）とある。なお，第一次朝鮮教育令下の普通学校は8歳入学であった。
- (4) 「普通学校」の名称は，大韓帝国において日本の支配が色濃く出始める1906年9月から用いられた。この名称は当時の学政参与官幣原坦によってつけられた。また，当時は「小学校」も「国民学校」も候補にあがっていたが，「小」が「卑しい意味を有している」こと，「民」は「庶人」であり「両班」子弟の入学に良くない影響を与えるかもしれないという理由で採用されなかった（佐藤由美「韓国の近代教育制度の成立と日本—日本人学務官僚による『普通学校令』の制定をめぐる一」『日本の教育史学』教育史学会紀要第39集，教育史学会，1996年10月，201頁）。
- (5) 大韓民国では，長く「国民学校」の名称が継続したが，「日帝残滓」の一つとして問題とされ，1996年3月1日の三・一節（新学年度）から「初等学校」と変更された。
- (6) 1911年10月20日，朝鮮総督府令第110号，普通学校規則 第七条三項（『朝鮮総督府官報』号外，1911年10月20日号）。
- (7) 朝鮮総督府『普通学校国語読本巻二』緒言，五，1913年1月〔1918年2月訂正再版〕（森田芳夫『韓国における国語・国史教育—朝鮮王朝期・日本統治期・解放後—』原書房，1987年，295頁より重引）。
- (8) 但し，1910年代前半には，第一学年の修身科に関して次のような記述があり，1）校長（日本人）が受け持つべきこと，この際，a）校長が朝鮮語で教授するよう心掛ける，b）已むを得ぬ場合通訳をつける，2）あるいは朝鮮人訓導が受け持つ，という順番で「有効」だとしていた。この教科指導時には日本語の使用よりも内容理解を目指していたことが推察される（朝鮮総督府編修官 立柄教俊「普通学校修身書に就いて」『朝鮮教育会雑誌』27号，1914年4月，9頁）。
- (9) 「朝鮮普通教育の欠陥」（『東亜日報』1927年2月）中の「普通学校の用語」の項目（朝鮮総督府警務局『朝鮮に於ける同盟休校の考察』1929年3月〔金成植著・金学鉉訳『抗日韓国学生運動史』高麗書林，1974年，271頁より重引〕）。
- (10) 1938年3月15日，朝鮮総督府令第24号，『朝鮮総督府官報』号外，1938年3月15日号。
- (11) 1919年度より8年間に400校を増設し，三面（村に相当）に一校の割合まで公立普通学校を増設する計画（大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会，1936年，110頁）。
- (12) 山梨半造総督期，臨時教育審議委員会の議を経て，1929年度より1936年度に至る8年間に毎年

- 130校ずつ1,074校を増設し、各面に必ず公立普通学校を設置するという政策。普及された普通学校は四年制が中心であった（前掲，大野謙一，170頁）。
- (13) 初等教育普及率拡大計画から簡易学校までの流れに，書堂改善案を位置づけた論考に，李明實「日本統治期朝鮮総督府の初等教育政策に関する一考察—1930年前後の書堂政策を中心として—」『筑波大学教育研究集録』第19号，1994年10月がある。
- (14) 拙稿「日本統治下朝鮮の日本語普及・強制政策—1910年代初期における私立学校・書堂の利用・弾圧—」『北海道大学教育学部紀要』第69号，1995年12月，171～180頁。
- (15) 同上，178頁。なお，この私立学校規則改正では，既設学校に対して猶予期間があった。この間のミッションの対応については，李省展「宣教師と日帝下朝鮮の教育」『朝鮮民族運動史研究』9，青丘文庫，不二出版，1993年9月に詳しい。
- (16) 私立学校規則第6条は次の通り。「普通教育ヲ為ス私立学校ハ其ノ程度ニ応シ普通学校規則，高等普通学校規則，女子高等普通学校規則又ハ朝鮮公立小学校規則，朝鮮公立高等女学校規則，朝鮮総督府中学校規則ノ定ムル各教科ノ要旨並教授上ノ注意ニ依リ教授スヘシ前項ノ学校ニ於テハ教科目中修身，国語ヲ欠クコトヲ得ス」（1920年3月1日，朝鮮総督府令第21号，『朝鮮総督府官報』第2263号，1920年3月1日号）。
- (17) 拙稿「日本統治下朝鮮の日本語普及・強制政策—1910年代初期における私立学校・書堂の利用・弾圧—」『北海道大学教育学部紀要』第69号，1995年12月，184～189頁。
- (18) 古川宣子「朝鮮における普通学校の定着過程—1910年代を中心に—」『日本の教育史学』第38集，教育史学会紀要，1995年10月。
- (19) 1929年2月，各道知事宛学務局長通牒「私立学校規則改正ニ関スル件」には次のように記されている。「今般府令第十三号ヲ以テ私立学校規則改正セラレタルカ右ハ一般国民ノ向学心ノ増進ニ伴ヒ或ハ何等ノ手續ヲ履マス或ハ名ヲ學術講習ニ藉リ学校事業ヲ為スモノ漸ク多ク其ノ影響スル所大ナルモノアルニ鑑ミ此等ノ施設ヲシテ法規ニ拠ラシメ以テ積極的ニ指導監督ヲ為サントスル趣旨ニ付左記事項御諒知ノ上実地上遺憾ナキヲ期セラレタシ尚本令ノ施行ニ付テハ当事者ニ対シ十分改正規定ノ主旨ヲ徹底セシメ漸次本令ヲ適用スルヤウ致シタシ

記

- 永続且ツ公ノ目的ヲ以テ一定ノ場所ヲ設ケ且ツ一定ノ学科課程ヲ定メテ学科ヲ教授スルモノハ名称ノ如何ヲ問ハス改正規定ノ学校ニ類スル事業ト認メ然ルヘシ」（朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮学事例規』1938年，772頁）。
- (20) 書堂規則改正第1条ノ2は，次の通り。「書堂ニ於テ国語，朝鮮語，算術等ヲ教授スル場合ニ於テハ其ノ教授用図書ハ朝鮮総督府編纂教科書ヲ使用スベシ」（1929年6月17日，朝鮮総督府令第55号，『朝鮮総督府官報』第736号，1929年6月17日号。元号の改正により号数も改まる）。
- (21) 前掲，古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育」39頁。
- (22) 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』1911年（明治44）年版，1913年3月，397頁。
- (23) 拙稿「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策—『国語講習会』『国語講習所』による日本語普及政策とその実態—」『北海道大学教育学部紀要』第66号，1995年2月。なお，この49頁では，1912年度の江原道における「国語講習所」を20ヶ所，講習員数を336名であることを，明らかにしたが，1913年12月『江原道状況梗概』によれば，「警務機関職員」が「地方人民の依嘱により国語の教授を為すもの」として38ヶ所，学徒701名の詳細が記されていた（春川憲兵隊本部編纂『江原道状況梗概』1913年12月，295～297頁。東京経済大学図書館蔵）。

義之文庫所蔵)。

- (24) 前掲『国語普及の状況』4～5頁。
- (25) 1920年代の夜学の状況と総督府の政策は、石川武敏「1920年代朝鮮における民族教育の一断面―夜学運動について―」『北大史学』第21号、1981年8月に詳しい。
- (26) 渡部学「『私設学術講習会』の「露頭」―日政時代私学初等教育の一領域―」『韓』第3巻第10号、1974年10月、77頁。
- (27) 日本語のみを読み書きできる朝鮮人(②)も少数ではあるが存在していたが、表では省略をした。該当者は全朝鮮で6,297名。内訳は、男5,070名、女1,227名。地域的には、日本に近い慶尚南道が1,714名、慶尚北道がこれに次ぐ957名となっていた(朝鮮総督府『昭和五年朝鮮国勢調査報告』全鮮編第一巻結果表、1934年、72～73頁)。
- (28) 大竹十郎は、警視庁警務部長から慶尚北道内務部長として朝鮮へ渡り、総督府保安課長、平安北道知事を経て、1936年6月、内務局長となった。その後、朝鮮奨学会理事長として天下りした。官僚生活26年中、朝鮮在住は7年であった(須麻守人「朝鮮官僚論」『朝鮮行政』第220号、1941年2月、26頁)。
- (29) 内務局地方課「昭和十一年度 道行政ニ関スル綴」(『朝鮮総督府文書・地方行政』大韓民国総務處政府記録保存所蔵マイクロフィルム)に綴られた「国語ノ使用奨励ニ付テ新聞発表案」に「地方議會に於ける国語の使用奨励に付て」として残っている。「伺」として「国語ノ使用奨励ニ付テハ襄ニ局長會議ニ於テ指示アリタル処右ニ関シ訪問往々誤解セル向アルヤノ聞ヘアルニ付別紙ノ通談話ノ形式ヲ以テ本府ノ趣旨ノ存スル所ヲ発表相成リ可然乎」とある。
- (30) 井坂圭一良「内鮮一体と国語奨励」『朝鮮』第268号、1937年9月、23～24頁。
- (31) 同上、24頁。
- (32) 「三道会の論議較べ；先づ通訳の廃止・その他緊急動議の出し比べ・第一日の忠南道会【大田】」『京城日報』1935年3月1日付5面。関連記事は以下の通り。
「忠南道会廿七日の続き午後一時廿五分再開……九年度追加更正予算と九年度起債の二案件を上程し林昌洙議員の動議で読会を省略し原案を可決し十年度予算を上程し尹内務部長の一時間にわたる説明があり林昌洙議員の予算説明に対する通訳廃止の緊急動議出で異議なく可決し、金甲淳議員(公州)は予算説明が長すぎると因縁をつけ赤井議員(瑞山)の
今日はこれで散会し議案研究のため一日休会して三月一日再開することにした
との緊急動議成立し一日午前十時予算案の第一読会を続行することにして午後三時十分散会……」(下線部は合字)
- (33) 「五道会の饒舌くらべ；通訳廃止で揉む・結局提議撤回で無事に納る・忠南の道会第四日【大田】」『京城日報』1935年3月4日付4面。
- (34) 「七道会の緊張論陣；やっと通訳廃止・教育施設に質問を集注・四日目の忠南道会【大田】」『京城日報』1936年3月3日付4面。報道の内容は以下の通り。
「忠南道会(第四日)は廿九日午前十時二十分開会…正午休憩、午後一時七分再開、林昌洙議員(燕岐)は、道民の公債負担能力、増税の理由、繰越金の多い原因、殖産契の設置、小作争議の状況、森林主事の職権濫用、二部制の実施、大田中学校と同女学校の学級増加、心田開発等に及び質問し更に通訳廃止の動議を提出、この時議長は事実重大とみて休憩を宣し十五分間懇談して通訳を廃止し内地語に通ぜざる四議員に専属通訳を付すことに意見一致して再開……」
- (35) 「道府会の大論陣；堂々の論陣張り・土木費を総攻撃・ひた押しに通訳復活実現・平南道会の質

問戦』『京城日報』1936年2月26日付3面。

- (36) 「通訳廃止の動議で論戦の火花散る・思ひがけぬ波瀾に議長も持て余す・三日目の江原道会【春川】」『京城日報』1936年2月28日付4面、報道内容は次の通り。
 「休会明け江原道会第三日は二十六日午前十時二十分開会、(松村、崔養浩二議員欠席)議事に入るに先立ち初日の際緊急動議による京春鉄道実現陳情電文……右を……宛打電した旨を報告、十一年度予算案の第一読会に入る
 ▲宋奎煥議員(伊川) 予算案を細密に検討するに遺憾の点が尠くない
 とて教育問題、河川使用料生産資金の貸付、啓蒙運動の強調、新税等につき長々とまくし立て、これに対して神谷番外の答弁あり、この時崔準集議員議事進行について緊急動議を提出
 膨大な予算を短時日で審議することは困難であるから通訳を廃して時間を節約しては如何
 と諮るや李泰潤議員これに絶対反対を唱へ、議長が採決の結果廃止賛成者多く、動議成立せんとした時金燦議員は机上に書類を叩きつけて反対氣勢を示す
 ▲小宮山議員(鉄原) このところは議長の裁量に一任したい
 ▲申台鉉議員(春川) 必要な人だけに通訳をつけてその他は廃止してもよいと思ふ
 ▲議長 参与員の説明の簡単なものは、通訳を廃止したい、議長が特に必要と認め又議員中から特に要求のあった場合に限り通訳をつけることにしたい
 ▲李泰潤議員(平壤) 通訳を取て廃止せんとするなら先づ選挙規則から改正してかゝり国語を解しないものは道会議員の資格なしといふことにすべきである
 かくて通訳問題で意外な波瀾をみせたが結局動議立消えの形となり五分間休憩の後再会(中略)
 午後一時四十五分再会先づ洪参与官から
 問題となった通訳は参与員の答弁にのみこれを付し、議員の質問の際は省略することに諒解が出来たと報告議事に入る(以下明朝刊)」
- (37) 同上、24頁。
- (38) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心に』東京大学出版会、1979年。
- (39) 地方制度の改正については、孫禎睦『韓国地方制度・自治史研究(上)—甲午更張〜日帝強占期—』一志社、ソウル、1992年に詳しい。
- (40) 井坂圭一良「内鮮一体と国語奨励」『朝鮮』第268号、1937年9月、25頁。
- (41) 同上、25〜26頁。
- (42) 1939年7月31日、学務局長通牒「職場の国語講習」(前掲、森田芳夫(1987年)、327頁より重引)。
- (43) 井坂圭一良「内鮮一体と国語奨励」『朝鮮』第268号、1937年9月。以下、この項はこの井坂の記述による。
- (44) 宮田節子「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』No.29、朝鮮史研究会、緑蔭書房、1991年10月、45頁。
- (45) 「8月10日の締切当日までに3,228,931戸、全戸数の約8割2厘弱」が『氏変更願』の提出をしたのちも「申請」は続き、翌1941年「六月末までに三万四千八百七十二戸が創氏の喜を受け六月末現在創氏総戸数は三百廿六万三千八百三戸、全戸数の約九割弱」に至っていたという記事がある。さらに同記事には「このうちには朝鮮古来の田、林、柳、南、桂など十数氏が戸籍簿に振仮名を付せないところから従来のもゝで内地人式にこれを訓読してゐる者も相当数あるので創氏実数は殆ど全半島人に及んでゐるといふことが出来る」と評価していた(「全戸数の九

割・創氏締切満一周年の結果』『京城日報』1941年8月10日付夕刊2面)。また、龍山(京城府内)出張所の統計によれば、以下のような「届出」状況であった。

「管内現在総戸数は七、七七〇戸であるが創氏戸数が七、五四一件にて全体の〇、九六二の歩合を示してゐる

そこで最も興味のある氏の名称創設は次のやうになってゐる

姓を取り入れたるものが二割、本貫を取り入れたるものが一割、祖先の称呼を取り入れたるものの五分、姓その儘の氏を設定したものが五分、本貫以外の縁故あゝ地名^{ママ}に関係したものが三分、内地人の氏に倣ったものが三割五分、崇拜せる人物の称呼に関係したものが二分、其他が二割となつてゐるが

内地人の氏に倣った者が全体の三割五分を示すなど興味深く、氏設定の方法としては門柱の決議に依つたものが一割、近親間の協議によって決定したものが五分、府尹、面長、学校教師その他有力者に決定してもらつたものが一割五分、自己独自の考案でやつたものが三割、姓名判断に依つたものが一割五分、其の他の残りが二割五分になってゐる」(「氏設定満一年・内地風が三割五分・統計から覗く創氏考現学」『京城日報』1941年8月12日付4面)

- (46) 1941年3月19日付の「枢密院会議筆記」で、「朝鮮教育令中改正ノ件」「台湾教育令中改正ノ件」審議の際、石塚顧問官から「朝鮮台湾ニ於テハ或ハ兒童入学ニ際シ内地流ノ氏名ニ改称セザレバ入学ヲ許可セズトシ實際上之ヲ強制スルト同様ノ趣ナルヤニ聞ク」との発言が記録されている(『枢密院会議筆記』1941年3月19日、朝鮮教育令中改正ノ件・台湾教育令中改正ノ件、国立公文書館2A-15-10(枢)D863)。一般にこの様な「流言」が広まるに足る事態が進行していたものと考えられる。
- (47) 志願兵制度導入および「皇民化」政策全般に関しては、宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年および前掲した宮田節子「皇民化政策の構造」。志願兵制と教育令改正に関しては、上述「皇民化政策の構造」の46～52頁。創氏改名に関しては、宮田節子「『創氏改名』について」(上)(下)『歴史評論』No.486, 487, 1990年11, 12月、宮田節子・金英達・梁泰昊『創氏改名』明石書店、1992年、また金英達『創氏改名の研究』未来社、1997年等の研究がある。
- (48) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』所収の「志願兵制度の展開とその意義」の註(40)で、1937年6月に調整された朝鮮軍司令部の「朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」の内容に「朝鮮における教育の改正を迫」る記述があり、8月の「国民教育ニ対スル方策」に具体的な教育の改正が示されていることから、「基本的には朝鮮軍の意を体していると考えて間違いないのではないだろうか」と推測している(宮田節子(1985年)、83～85頁)。
- (49) 朝鮮総督府「朝鮮人志願兵制度実施要項」1937年11月(「朝鮮人志願兵制度ニ関スル件」別冊第三、極秘印付)；Microfilm Reproductions of selected Archives of the Japanese Army, Navy and other Government Agencies, 1868～1945, No. 678(『旧陸海軍文書』；国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (50) (朝鮮総督府)学務局『国民教育ニ対スル方策』1937年8月、秘印付(『旧陸海軍文書』No. 678所収)。
- (51) 朝鮮総督府編修官森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」『文教の朝鮮』第189号、1941年5月、41～42頁。森田が掲載した資料は、国語対策協議会では朝鮮総督府学務局編輯課長島田牛稚が報告したようである。「議事抄録」が雑誌『日本語』に残っている(朝鮮総督府学務局編輯課長島田牛稚「国語の学校教育と社会教育」(「日本語普及の使命と課題」第二回国語対策

協議会議事抄録一)『日本語』第1巻第2号, 1941年5月)。

(52) 朝鮮総督府学務局『国語普及の状況』1921年1月, 2頁。

第二章 「簡易国語講習会」による日本語普及と学校教育における朝鮮語

第一節 日本語「全解」を想定した「簡易国語講習会」の開催

《国庫補助による「国語講習会」の開催》

朝鮮総督府は、1938年度から朝鮮人子弟の通う公立小学校(「元公立普通学校タリシモノ」)と簡易学校を中心として「毎年約10万人ニ対シ国語教本ノ無償配付ヲ行ヒ講習会ヲ開催」し、このための経費を「毎年一箇所六〇円延一、〇〇〇箇所分六万円ノ外ニ教本代一万円計七万円ノ国庫補助」を準備し実施した⁽¹⁾。慶尚北道の例では、1938年度歳入臨時部で、「国庫補助金」の第七項「農山漁村振興施設費補助金」のうち、種目の第八として「国語講習会費補助」が6,060円予算化され、支出では第一七款「補助費」の第七項「農山漁村振興施設費補助」中に、2,025円上積みされた「国語講習会補助」8,085円が計上されており⁽²⁾、1939年度も同様に同額が計上されていた⁽³⁾。

崔由利論文によれば、1939年に国民精神総動員忠清南道連盟から出された『国民精神総動員連盟要覧』には、「国語の全面的普及に関する件」が掲載されており、これにより、どのような事情で「国語講習会」を始めようとしたのかがわかる。この計画は、「『将来の人口増加率を勘案するとき、公立小学校増設計画のみでは到底その急速な普及を期することが難しいことを考えれば、あらゆる機会、機関を利用してその徹底を図る必要』がある」ため、「小学校又は簡易学校を中心とした簡易国語講習会を開催」するに至ったこと。この「簡易国語講習会」は「1938年3月末日現在11歳以上30歳以下の人々のうち、日本語を理解できない者すべて」を対象とし、「可能な限りまず各戸每一名宛」、「修得能力が完成した者、すなわち若い者から漸次普及」する方法で、「1938年より向後10年」実施する計画になっていた⁽⁴⁾。このことは1938年9月に行われていた朝鮮総督府時局対策調査会で、当時の学務局長塩原時三郎がこの施策に言及していることからわかる。「内鮮一体ノ強化徹底ニ関スル件」を審議する調査会の第一分科会会議で塩原は次のように発言した。

「最近学校以外ノ所ニ於テ、急速ニ国語ノ普及ヲ図ルタメニ、簡易国語講習会トイフモノヲ、特ニ予算ヲ取ツテ、学校中心ニヤツテキルコトハ、御承知ノ通りデアリマス。コレハ一年二十万人ヅ、先ヅ三ヶ年計画三十万人デ、大体予定ノ通りニ行クツモリデアリマス。デ、学校ノ方カラ出テ参リマス者ガ、昭和十七年ノ終リ頃ニハ三十万人、コノ方カラ三十万人、計六十万人新シク国語ヲ覚エテ来ル。デ、コレハ朝鮮ノ人口ニ六十万人ヅ、喰ヒ込ンデ来ルト同時ニ、古イ者ハダグダグ社会カラ整理サレテ死ンデシマフ。コノ国語ヲ知ラナイ者ガダグダグ死ンデ来ルトイフコトモアリマシテ、大体ノ予測デアリマスガ、昭和三十年頃ニナルト、七割位ノ者ガ悉ク国語ガ出来ルヤウニナル。七割位ニナツテ来ルト、コレハ速度ヲ出スモノデ、着々数ヲ増スモノトシテ見テ、昭和三十五年位ニナリマスレバ、全部国語ガ分ルトイフ予測ガコ、ニツイテキルノデアリマス。」⁽⁵⁾ (下線部分は繰返記号)

将来的に「全部国語ガ分ルトイフ予測」をしていたところに、この「簡易国語講習会」が従来とは全く違った日本語普及計画であったことを物語っている。

この「簡易国語講習会」は「国語普及講習会」と名を変えるが、1941年時点でも継続されていた。文部省主催第2回「国語対策協議会」で朝鮮総督府が報告した資料からそれがわかる。以下に、その報告資料中に存在する「国語普及講習会概要」を紹介しよう⁽⁶⁾。

国語普及講習会概要

- 一 主 催 各道
- 一 開催の場所 全鮮の小学校及び簡易学校
- 一 講 師 小学校教員
- 一 経 費 年額総経費七万円、一講習会当経費六〇円国庫補助
- 一 時期と期間 農閑期、六〇日以上
- 一 使用教科書 国語教本（本府編纂）
- 一 計 画 昭和十六年度より実施、国語未解得者絶無となるまで
（推定昭和二十五年度）継続予定

一 実 績

年度	講習会数	受講者数	簡単ナル会話可能者	片仮名解得者	平仮名解得者
昭和13年	3,660	210,373	92,564 (44%)	153,572 (73%)	58,875 (47%)
昭和14年	(整理中)	284,000 (国語教本配布数)			
昭和15年		292,000 (国語教本配布数)			

「計画」では、1941年度から概ね10年間の予定となっているが、開催場所・経費・使用教科書については同一のものであり、「実績」として、1938年以降の数値が掲げられているため、1938年に始まった講習会と同じ流れを汲むものと判断した。

第二節 学校教育における事実上の朝鮮語廃止

公立普通学校は、1938年3月の第三次朝鮮教育令により、同年4月から小学校と改称された。「学校名称統一」は、単に名称の差別を取り除いたのではなく、在朝鮮日本人学校（小学校）に用いていた小学校規程を普通学校に適用した結果生じたものとの解釈ができる⁽⁷⁾。在朝鮮日本人の小学校では、「朝鮮語」は教えても教えなくても良いという随意科目であったため⁽⁸⁾、これがそのまま朝鮮人の学校にも適用され朝鮮語の取扱に重大な変化をもたらした。そして、これが契機となり、朝鮮語の事実上の廃止という事態に至る。

中・高等教育機関での「朝鮮語科の廃止」は、「再昨年（1936年・引用者註）九月より中等学校で朝鮮語漢文科目を一斉に廃止」したほか⁽⁹⁾、朴晟義論文により1938年4月からの「私立」中・高等学校でも同様に「廃止」されたことがわかる⁽¹⁰⁾。その根拠は、1938年3月30日に開かれた「改正教育令による学校規程運営に関する京畿道内私立男女中高等学校長会議」での道当局、即ち総督府学務局からの指示であった⁽¹¹⁾。

朝鮮語の廃止の経緯については、次の通り。

1937年11月8日に最初の臨時教育審議会が開催され学務局案が審議された。11月11日付『朝鮮日報』の記事には、①既に数ヶ月前、中等学校の朝鮮式漢文が無くなっていること、また、②この時点で朝鮮語に関する教育審議会の討議は、朝鮮語を随意科へ譲る方向でなされていることがわかる。学校名称の統一は、これ以前の4月に発表されていたが、朝鮮語の扱いについてはほぼこの11月の時点で決まった⁽¹²⁾。

では、実際にいつから廃止されたのか。一般的には、科目表による1938年の改正、つまり4月からの施行によって朝鮮語が随意科目になったので、朝鮮語は教えても教えなくても良くなり、これをもって事実上の廃止となったとの説明が図式的でわかりやすい。しかし、実際の「廃止」

には幅があり、京城府では規程施行後約一年経って、その動きが現れた。

まず、朝鮮語の規定を見ていこう。小学校規程第13条は、次の通り。

「第十三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、国史、地理、理科、職業、図画、手工、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ家事及裁縫ヲ加フ
前項ノ教科目ノ外朝鮮語ヲ加フルコトヲ得
朝鮮語ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得」

このほか、第1号表（毎週教授時数表）では「朝鮮語」がそのまま残され、第一学年より順に、4, 3, 3, 2, 2, 2校時が掲載された⁽¹³⁾。

見たとおり、「朝鮮語」は「加フルコトヲ得」る加設科目でもあり、「随意科目」とすることもできた。法令的な「禁止」状況は確かにない。加設科目・随意科目が「廃止」に限りなく同義になるためには、もう少し「随意科目」が実質的な「廃止」を意味するようになるその過程が説明されねばならない。この過程に関する鄭在哲の解釈は以下の通り。

「韓国語の教育は小学校・中学校・高等女学校そして各種の実業学校から韓国語教科を『朝鮮語』教科と呼称し、それを正規の教科目から除外して随意科目に指定し教えようとした。随意科目とは学校当局の意思によって、教えることもでき教えないこともできる教科目を意味していた。そして、“学校長が各教科目の教授細目を定めることができる”という規定によって、学校長が『朝鮮語』教科の教授与否を決定するようにしたものであったため、当時大部分が日本人校長であった各級学校では『朝鮮語』教科の教授を廃止させたに違いなかった。但し、一時に韓国語教科を廃止させる場合の韓国国民の反発を予想して名目上『朝鮮語』教科を一旦随意科目に格下げさせ、将来は廃止させようとした欺瞞的な術策を使ったものと解釈される。」⁽¹⁴⁾

学校長の教授細目決定権は、小学校規程第37条に規定されたものである。但し、鄭在哲の説明を裏付ける史料は提示されていなかった。この過程を補う史料は、金奎昌論文で引用され、森田芳夫が紹介した次の『東亜日報』記事である。

森田芳夫は、『東亜日報』記事を用いた金奎昌論文から、「1938年4月から中・女学校で朝鮮語教育を廃止したこと、小学校では39年度に入って四学年以上の朝鮮語教育を廃止する学校が続出し、形式的に三学年までは教えていたこと、ソウル市内の寿松、蓬萊の二小学校が、39年4月の新学期から上級学年の朝鮮語廃止を京城府学務課に申請したことを具体的に報道して小学校での朝鮮語教育は漸次あとを絶って行つた」ことがわかと記している⁽¹⁵⁾。

これを『東亜日報』で確認すると、1939年3月19日付夕刊では、まず「随意科目」化後の状況について、

「昨年より実施された学制改革で、初等校の校名統一は勿論、小学校の朝鮮語科目が随意科目として規定されたが、全く朝鮮人児童に朝鮮語を教授するなということではないことは学務当局者のその後数次の言明によって糾明されているが、未だに一部ではこれを間違つて解釈、時折、朝鮮語教授を廃止し、世間の非難を受けていることは屢々報道した通り」⁽¹⁶⁾

と伝え、「廃止」をすれば「非難」が起こるという世相であったことがわかる。そこで、「第2部経済所属の小学校（朝鮮人小学校・訳者註）では全部が朝鮮語を教授してきた」のだった⁽¹⁷⁾。

3月18日、京城府の寿松、蓬萊両小学校が、新年度より「朝鮮語科目を変更、一年より三年までは従前と同じく教授することとし、四年より六年卒業クラスまではこれを全部廃止し、別な学科を適当に教授することを決定」し、「両校校長は京城府学務課にその廃止許可願を提出した」と

報じられた⁽¹⁸⁾。

新年度である1939年4月になって、この二校に倣う動きが出てきた。

「今年新学期に入っては、小学校でも朝鮮語科目を廃止する学校が続出しているが、一学年より三年までのみ教授し、四年級以上には廃止していくという傾向があり、各学校が朝鮮語制限について京城府に申請しているところである⁽¹⁹⁾」

というもので、全体的に第四学年以上での朝鮮語廃止手続が行われだした。

この状況について、『東亜日報』が報じた京城府学務課長談と学務局長談は次の通り。

「校長自由に一任・京城府岡野学務課長談

京城府学務課長は、市内小学校朝鮮語科目について次のように語る。

朝鮮語科目は、現在は従前と同じく、たいがい教えている。

しかし、市内各小学校校長より、朝鮮語を随意科目と指定してほしいという許可願が出されているので、今後の朝鮮語教授は唯その学校の校長の権限にあるのみだ。

そして、朝鮮語の代わりにどの科目を教授するのかはそのときが来て決定する。

朝鮮語教授を一時に廃止できはしないであろう。今後三学年まで教え、四学年より六年までは廃止されるのではないと思われる。

通牒したことはない・総督府学務課長談

これに対し、総督府学務局八木学務課長は次のように語った。

小学校の朝鮮語時間を廃止せよ、または、その代わりにほかのどんな科目を増加教授せよと学務局から通牒したことはない。また、まだ報告も聞いていない。朝鮮語科目が加設科目であり、校長に一任されているので、地方の事情によって違うのであり、道でよく知っていると思う。云々。⁽²⁰⁾

総督府学務課長、京城府学務課長ともに各学校長に一任していることを強調した。その学校長が学務課へ、「朝鮮語」の条件付き制限、あるいは「廃止」を申請する。これが、まさに京城府で朝鮮語が「廃止」に至る契機となる重要な事件であったことに間違いはない。

また、これより前の1939年2月27日の慶尚南道会において、「忠清北道ニ於テハ現ニ小学校ニ朝鮮語ヲ廃止シテ居ル」こと、慶尚南道でも「或ル学校ハ朝鮮語ノ時間ヲ非常ニ少クシ或ル学校ニ於テハ三学年以上ハ朝鮮語ノ時間ヲナクシタリシテ朝鮮語ノ教科目ハ殆ド有名無実デアッテ遠カラズシテ自然ニ廃止サレル運命ニアル」と論じられていた⁽²¹⁾。この発言をした金秉圭議員は、この背景について次のように述べている。

「昨年四月学制改正ニ依ッテ小学校ニ於ケル朝鮮語科目ハ之ヲ随意トスル之ヲ教ヘルカ教ヘナイカト云フ取捨権ヲ学校長ニ一任シテアルヤウデアリマスガ学校長ト云フモノハ既ニ発表サレタ法令ナリ訓令ナリ或ハ当局ノ方針ハ忠実ニ遵守スルハ勿論当局ノ発表セザル方針ヲモ進ンデ励行シヤウトスルモノデアッテ是ハ官吏ノ共通ノ心境デアリ方針デアルノデアリマス朝鮮語ヲ随意科トシテ取捨ヲ学校長ニ委セルト云フコトハ初メカラ小学校ニ朝鮮語ヲ廃止シヤウト云フ示唆デアルト思ヒマス」⁽²²⁾

前述した鄭在哲の論旨を補うように、学校長の科目「取捨権」を問題にしていた。

以上、実際には法令上の規定がなくても、日本人校長が学校にいる、また学校に日本人を配置している関係で科目設定に関する判断者の人事を支配し、強制的に朝鮮語を廃する形が取れたのである。

また、国民学校への名称変更は1941年4月1日⁽²³⁾、すなわち、日本国内及び台湾と同じ日に行

われ、朝鮮独自に「国民学校規程」が施行された。「朝鮮語」に関する規定は、第一条に「前五項ニ掲グル科目ノ外朝鮮語ヲ設ケ」ることができること、「前項ノ規定ニ依リ設クル科目ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得」と規定され、小学校規程時と大差はなかったが、「朝鮮語を如何に教育するか、教授内容の規定は規定からはずされていた」⁽²⁴⁾ことは、事実上、朝鮮語科目への関心のなさを反映していると考えられる。

第三節 1940 年前後における日本語習得状況

《1940 年度における朝鮮総督府の日本語普及認識》

『朝鮮総督府施政年報』には総督府が公にした「国語ノ普及」に関する認識がまとめられている。この文章は 1938 年版以降ほぼ同じもので 1939 年版から⑤以降の事項が付加された（丸数字①～⑦および下線は便宜上、井上が挿入した）。また、ここでは 1940 年版から引用したが、1939 年版との違いは下線部分のみである。

施設ノ梗概 国語ノ普及ニ関シテハ併合以来学校及其ノ他ニ於テ特ニ之ニ意ヲ留メ ①国民学校ニ在リテハ毎週九時間乃至十二時間国語ヲ教授スルノ外他ノ教科目ヲ授クル際ニモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書方ニ注意セシメ ②高等普通教育・実業教育・専門教育ニ於テモ亦国語ノ教授ニ努ムルト共ニ学校用語トシテ日常其ノ使用ヲ奨励シ ③其ノ他普通教育ヲ為ス私立学校ニ於テモ亦大正九年三月其ノ規則ヲ改正シテ国語ハ修身ト共ニ必須科目ト為シ以テ社会一般ニ普及セシムルノ素地ヲ作レリ ④又各地方ニ在リテハ国語夜学会・国語講習会等ヲ設ケテ地方青年ニ国語ヲ学習セシムルモノ多シ ⑤ト雖尚国語普及ノ現状ハ稍解シ得ルモノ普通会話ニ差支ナキモノヲ合セテ漸ク総人口ニ対シ一割四分程度ニシテ統治精神ノ周知、時局ノ正当ナル認識其ノ他施設上支障ヲ来スコトナカラザルニ鑑ミ ⑥之ガ使用ニ関シ青年層婦人層ヲ通ジテ極力普及徹底セシムル方途ヲ講ジツツアルモ ⑦更ニ一層一般ニ具体化ヲ図ル目的ノ下ニ本府ニ於テハ公立国民学校（元公立普通学校タリシモノ）及簡易学校ヲ中心トシ昭和十三年度ヨリ毎年約十万人ニ対シ国語教本ノ無償配付ヲ行ヒ講習会ヲ開催スルコトトシ之ガ経費ハ毎年一箇所六〇円延一、〇〇〇箇所分六万円ノ外ニ教本代一万円計七万円ノ国庫補助ニ依リ実施ヲ為シタルガ実施初年ノ昭和十三年度ヨリ同十五年度ニ至ル受講者ハ総数八十八万五千余人ニシテ一年平均約三十万人ヲ算スル良成績ヲ挙ゲツツアルヲ以テ引続キ之ガ内容ノ充実強化ヲ図リ国語未解得者ノ根絶ヲ目標ニ必要ナル措置ヲ講ズル計画ナリ⁽²⁵⁾

内容は、既に述べたように①日本語教授時数の多さと「国語」以外の教科でも常に日本語を意識して教えていること。②中等教育機関以上では、日本語は既に授業用語を越え「学校用語トシテ日常其ノ使用ヲ奨励」していたこと。③私立学校の日本語は、既述したように 1920 年から「必須科目」であること。④各地で「国語夜学会・国語講習会」等を設置し、青年を中心に日本語の普及をしていることである。

1939 年版以降加わった⑤以下に注目したい。特に、日本語解得者が「一割四分程度」でしかないため、総督府が統治諸政策遂行に「支障ヲ来ス」と判断している点が特異である。⑥、⑦番では、上述した 1938 年以降の青年層、婦人層に対する日本語講習、日本語の浸透を意識的に扱っており、上述のように、「全部国語ガ分カル」ことを将来に据えて、1938 年から「国語講習会」へ国庫補助を出す等、総督府が社会一般の日本語未解得者に対して漸く本格的な普及政策をとるようになったことが如実に現れている。

第8表 「京城」における朝鮮人初等教育機関通学者家庭の日本語解得状況

学 校	年 別	調査人員(人)	会話ニ差支ナキモノ	稍解スルモノ
校洞小学校	1939 年	10,506	4,068 (39%)	2,784 (25%)
	1940 年	10,862	7,059 (69%)	350 (3%)
漢洞小学校	1939 年	8,048	2,881 (36%)	1,898 (24%)
	1940 年	9,789	?	?
鍾岩小学校	1939 年	5,398	1,628 (30%)	1,187 (22%)
	1940 年	5,516	1,767 (32%)	1,325 (24%)

備考・校洞小学校ハ都心部ノ小学校 ・漢洞小学校ハ中間地帯ノ小学校

・鍾岩小学校ハ郊外ノ小学校

出典：「国語普及及国語教育に関する資料」に掲載された「家庭国語普及状況調」

(朝鮮総督府編修官 森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」

『文教の朝鮮』1941年5月, 40～41頁)

《1938～40 年における日本語習得状況》

「簡易国語講習会」と時を同じくした1938年から40年にかけて、京城府の三小学校地域で「家庭国語普及状況」調査が行われた。

この「家庭国語普及状況調」は、都心部、中間地帯、郊外の三地域の小学校を選び、児童が属するそれぞれの家庭の日本語解得程度を調査したものである(第8表)。都心部・校洞小の1939年と1940年の差が明確であり、日本語の「会話ニ差支ナキモノ」の比率が39%から69%へ急上昇した。これは、都市部の成人に対する日本語講習が強力に進められた結果であると想像できる。校洞小地域の場合、1939年には「稍解スルモノ」が四分の一を占めていたが、1940年には、ほんの一年の違いだけで「稍」という中途半端な日本語の理解者は少なくなり、かなり習得した、あるいは教え込まれた跡がわかる。つまり、この1938, 9, 40年頃には、少なくとも都市部において、日本語の普及が進んだと想像できる。また、鍾岩小地域のような郊外の場合でも調査人口の絶対数が増えている中で日本語習得率が微増しており、都市部ほどではないにしても日本語の普及が試みられていたといえる。但し、卒業による対象者の入れ替えがあるにせよ、校洞小地域でも残り約三割は「稍解スルモノ」のレベルにも達していなかったことに留意しておきたい。これらの人々は日本語の使用を拒否していたのかもしれない。また、日本語を解得した者がすべて日本の支配を受け入れたのでないことはいうまでもない。

第二章 註

- (1) 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』昭和15(1940)年度, 1942年3月, 204～205頁。「国語ノ普及」の項目。
- (2) 慶尚北道『昭和13年度一般会計特別会計歳入出予算』, 25頁, 138頁。
- (3) 慶尚北道『昭和14年度一般会計特別会計歳入出予算・附 昭和14年度慶尚北道臨時恩賜金歳入出予算』, 28頁, 157頁。
- (4) 前掲, 崔由利「日帝末期皇民化政策の性格—日本語普及運動を中心に—」『韓国近現代史研究』1995年第2輯, 図書出版ハンウル, ソウル, 1995年2月, 240～241頁(朝鮮語・井上訳)。
- (5) 朝鮮総督府『朝鮮総督府時局対策調査会会議録』1938年9月, 83～84頁。議事第一日

- (1938年9月7日), 87 番塩原時三郎(学務局長)の発言(『朝鮮総督府時局対策調査会議録・諮問答申書』民族苑, ソウル, 1990年復刻版)。
- (6) 前掲, 森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」, 40頁。
- (7) 学校設置・維持の財政面では従前と変わらず, 日本人小学校と朝鮮人小学校は明確に区分されたままであった。府(市に該当)では日本人学校が第一部特別経済, 朝鮮人学校が第二部特別経済と分けられ, 郡では日本人学校が学校組合, 朝鮮人学校が学校費とそれぞれ別の財政運営をしていた(金玉根『日帝下朝鮮財政史論攷』一潮閣, ソウル, 1994年, 382~389頁)。
- (8) 1922年2月10日, 朝鮮総督府令第6号「小学校規程」(この時点では, 在朝鮮日本人子弟の初等教育機関)で, 「朝鮮語」の扱いは, 第12条によると次の通り。
「第十二条 尋常小学校ノ教科目ハ修身, 国語, 算術, 日本歴史, 地理, 理科, 図画, 唱歌, 体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ 土地ノ情况ニ依リ前項教科目ノ外手工ヲ加ヘ又ハ随意科目若ハ選択科目トシテ農業, 商業若ハ朝鮮語ノ一科目若ハ数科目ヲ加フルコトヲ得」(『朝鮮総督府官報』第2847号, 1922年2月10日号)。
- (9) 「小学校朝鮮語制限・府内公立校申請・一部学校^は四年以上^{には}廃止・許可内容如何^が注目」『東亜日報』1939年4月18日夕刊2面(朝鮮語, 『東亜日報』は以下同じ)。
- (10) 前掲, 朴晟義「日帝下^の言語・文字政策」, 240~243頁。
- (11) 朴晟義は, 『朝鮮日報』1938年4月1日付を用いているが, 実物を確かめられなかった。
- (12) 「〈社説〉朝鮮文化^と朝鮮語」『朝鮮日報』1937年11月11日付(前掲, 朴晟義「日帝下^の言語・文字政策」『日帝^の文化侵奪史』, 226頁より重引)。
- (13) 1938年3月15日, 朝鮮総督府令第24号, 『朝鮮総督府官報』号外, 1938年3月15日号。
- (14) 鄭在哲『日帝^の対韓国教育政策史』一志社, ソウル, 1985年, 429~431頁。
- (15) 前掲, 森田芳夫『韓国における国語・国史教育—朝鮮王朝期・日本統治期・解放後—』134頁。
- (16) 「小学校^で四年級^{より}부터 朝鮮語課目^を廃止・今日 徳寿, 蓬萊両校, 府学務課^に出願」『東亜日報』1939年3月19日付夕刊2面。
- (17) 前掲, 「小学校朝鮮語制限・府内公立校申請・一部学校^は四年以上^{には}廃止・許可内容如何^が注目」『東亜日報』1939年4月18日付夕刊2面。
- (18) 前掲, 『東亜日報』1939年3月19日付夕刊2面。
- (19) 前掲, 『東亜日報』1939年4月18日付夕刊2面。
- (20) 同上。
- (21) 『自昭和14年2月21日至昭和14年3月2日 第十二回慶尚南道会会議録』第七日・2月27日, 152頁。29番金秉圭の発言(辛珠柏編『日帝下支配政策資料集』第12巻, 高麗書林, 1993年復刻, 174頁)。
- (22) 同上。また, この件に関しては, 『東亜日報』1939年3月2日付4面に「二部制学級撤廃^と朝鮮語教授^を強調・慶南道会^の論戦白熱」という見出しで掲載されている。この記事によれば金秉圭議員は東萊選出の議員。
- (23) ここで変わった国民学校という名前は, 大韓民国では1996年2月末まで続いた。最近取り壊され完全になくなった旧総督府庁舎と同様, 「日帝残滓」の一つとして, 「国民学校」の名前も光復50年を前後した議論の中で問題になった。この学校名称改正問題及び国

民学校制の出生とその論理については、シアル教育研究会編訳『日帝皇民化教育^と国民学校』図書出版ハンウル、ソウル、1995年で論じられている。

- (24) 1916年以来1939年まで朝鮮総督府で参事官、学務課長等を歴任した萩原彦三が戦後「日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育」として回想した中の表現。但し、萩原は引用部分のように認識しているにもかかわらず「すべての学校が一律に朝鮮語の科目を廃止したのではなかった」ことに比重を置いて強調している問題がある（萩原彦三『日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』友邦シリーズ第三号・財団法人友邦協会、20頁）。梶井陟も『朝鮮語を考える』（龍溪書舎、1984年・改訂版）でこのことを批判している。
- (25) 前掲、『朝鮮総督府施政年報』1940年度、204～205頁。「国語ノ普及」の項目。なお、1939年度版には、最初の「国民学校」が「普通学校」、次の「国民学校」が「小学校」、「箇所」が「回」、「実施」以下が「実施シツツアリテ当初昭和十三年度ニ於ケル成績ハ極メテ良好ニシテ公・私設合セテ三十余万人ノ受講者ヲ見ルニ至リタルヲ以テ」となっている（朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』1939年度、1939年3月刊〔前掲、森田芳夫（1987年）、325頁より重引〕）。

第三章 国民総力運動による日本語普及・強制政策

第一節 国民総力朝鮮連盟と日本語常用・全解運動—1941年7月までの仁川府を中心に— 《仁川府における町会の再組織》

1938年7月7日、日中戦争一周年を契機として結成された国民精神総動員朝鮮連盟は、1940年10月、大政翼賛会運動の発足に呼応して、「国民総力朝鮮連盟」と改称し、組織の再編成を行った⁽¹⁾。名称を大政翼賛としなかった理由を庵逄論文では、総督府が「『内地のような政治運動ではない』ことを強調するため」としているが⁽²⁾、このほかに、日本国内よりも下級組織が組織化されていて、あえて国内組織を「模倣する必要はなかった」ことも挙げられる⁽³⁾。中央部では、朝鮮総督が連盟総裁を担い、副総裁が政務総監、各局長が関係実務機構の部長を担う組織とし、「国民運動」と総督府体制の一元化が意図された。実際、行政的な会議の後に即連盟の打合会をすることも可能だという効率性をも備えていた⁽⁴⁾。

庵逄論文によれば、「大幅な組織の改編は中央の朝鮮連盟の実務機関に限られ、その下部組織である地方連盟は『国民総力道連盟』『国民総力府連盟』などと名称を変更したにすぎない。末端の愛国班組織に至っては、名称も組織もすべてそのまま継承されている」とする⁽⁵⁾。

『京城日報』の地方版である<中鮮京日>（京城を除いた京畿道、開城、清州、江原道地方の頁）を見ると、仁川府（京畿道）では、国民総力仁川府連盟が1940年12月10日、町連盟結成の準備要項と町会準備委員（各町毎複数人）を決定し、「町連盟結成式は十二月末日迄に決行したきにつきその心構へにより至急準備完了の予定日を申出のこと」との一文をつけ加えていた⁽⁶⁾。上部からの組織化であることがわかる。

1940年12月21日には、各道知事宛の内務局長通牒「地方行政下部組織ノ整備並ニ国民総力連盟トノ連絡調整ニ関スル件」が出ている。その内容は次の通り。

「今回国民総力連盟ノ下部組織タル町連盟、洞里連盟及部落連盟等ノ機構整備ニ関シ別途連盟事務局総長ヨリ各道連盟会長宛通牒相成リタル処、国民総力連盟ハ先般ノ改組ニ依リ其ノ運営ノ範囲拡大セラレ地方行政トハ真ニ表裏一体ノ関係ニ立ツコトト為リ此際特ニ町連盟、部落連盟以下ノ組織ヲ整備シテ下部実践組織トシテ充全ノ機能ヲ發揮セシムルハ喫緊ノ要務

ナリト思料セラルルヲ以テ地方行政下部組織ノ整備並ニ国民総力連盟トノ連絡調整ニ付左記ノ通方針決定相成リタルニ付テハ之ガ指導監督上特段ノ留意相成度依命通牒ス」⁽⁷⁾

総督府としては、「地方行政下部組織ノ整備」と「国民総力連盟トノ連絡調整」を「真ニ表裏一体」になって「実践」させるための町・洞里・部落連盟の「機構整備」が目的であった。特に、仁川のような「市街地ニ於ケル町連盟ノ区域」は、「町（洞里）会区域ト一致スベキモノ」とされた⁽⁸⁾。

そして、仁川府の場合、各町連盟の結成は1940年末までに40ヶ町⁽⁹⁾、翌1941年1月末頃に「仁川旧府内五十ヶ町全部」の町連盟が結成した⁽¹⁰⁾。町連盟結成途上の1月15日、仁川府に総力課が新設された⁽¹¹⁾。また、仁川府連盟が2月上旬に機構改革をする⁽¹²⁾など中央部の改革とは時間差が生じている。国民精神総動員運動の時点からそうではあるが、これらの組織を通して各種の皇民化運動の展開が試みられる。総力連盟発足半年後、各地で総力運動に対する視察が行われたが⁽¹³⁾、その時点で仁川府は「全鮮に模範たるべき体制を整へてゐる」という評価であった⁽¹⁴⁾。

《仁川府における日本語普及・強制政策》

この仁川府における日本語普及・強制関係の記事を『京城日報』から拾うと以下のような事実がわかる。以下、(全解)と付したものは主として日本語未解得者に対する日本語普及、(常用)と付したものは日本語解得者に対する日本語使用強制に関する政策を意味する。

1941年4月3日の神武天皇祭を記念し、「国語普及を目的に朝鮮語の会話を禁止」し違反した際の罰金を「軍愛国部に献金」した例⁽¹⁵⁾。これは、一事業体であったが、1941年6月段階で、既に仁川府は「府庁内の全職員に対して朝鮮語の使用を禁止」していた⁽¹⁶⁾(常用)。また、「国語普及」を府庁職員以外の「各階級へ及ぼす」ため、次に「比較的多数の集合団体たる基督教会」を対象とした⁽¹⁷⁾。6月5日、仁川府は「国語普及協会」を開催し、日本語普及のために「府内の基督教会牧師を招集して讃美歌、聖書、講演等に際し一切国語を使用するやう懲慥」し⁽¹⁸⁾、さらに「夏一ヶ月間国語の講習所を開催」すること、「一週に一回乃至二回の国語の指導日を設定」することを申し合わせた⁽¹⁹⁾(全解)。これにたたみかけて、仁川府は「各町連盟員中の国語の出来る者と出来ない者を調査」することを決定した⁽²⁰⁾。6月22日の報道では、「真の内鮮一体の実を挙げるには国語の普及は欠くべからざる急務」として、府庁に限らず、「各官庁、会社、工場等で国語を解する者は一切朝鮮語を用ひないやう懲慥」しており(常用)、「一般家庭でも出来得る限り国語を使用し国語を解せない者でも単語でもよいから国語を使用するやう要望」した⁽²¹⁾(常用・全解)。上で触れた教会の「国語講習会」は7～8月中に一ヶ月、超教派8教会が会場となり、日中毎日

第9表 仁川府各町連盟員の日本語解得状況(1941年6月)

	旧府内	直轄	富平	南洞	西串	計(人)
理事○	400	29	54	34	25	542
×	69	26	30	20	17	171
(内理事長×)	0	0	3	5	4	12)
班長○	1,263	51	129	74	33	1,550
×	481	85	101	25	69	761

○は日本語を解する者、×は日本語を解せない者

出典：「国語不解の連盟員・学務課と各学校提携で指導」『京城日報』1941年7月12日付4面

1時間あるいは夜間週4日で1回1時間半～2時間の計画となっていた⁽²²⁾(全解)。6月に行った各町連盟員の日本語解得状況調査の結果は7月に公表された(第9表)。

これによれば、日本語を解する理事542名、班長1,550名に対し、日本語を解せない理事171名、班長761名であった⁽²³⁾。日本語を解する者と解せない者をおよその比で表すと、理事で3:1、班長で2:1程度となる。日本語を解する理事・班長がかなりの多数を占めていた事実がわかるが、指導者レベルの日本語「全解」にはまだ距離があった。

《同時期の官庁における朝鮮語廃止：平安南道》

上で言及した仁川府庁の朝鮮語使用禁止の経緯についてはわからなかったが、1941年5月23日付朝刊、5月31日付夕刊の二つの記事から、平安南道における官庁での「朝鮮語廃止」の経緯がわかる。

この「朝鮮語廃止」は、まず、平壤府庁管財課から始められた。ところが、管財課ではこの「朝鮮語廃止」と違反者への罰金が、「他の課員から朝鮮語で話しかけられる場合しらずしらず(原文は繰返記号・引用者註)に朝鮮語の会話をなす場合がある」ために、平壤府庁全体へ拡大するよう「要望」した⁽²⁴⁾。おそらくこの平壤府庁で行われていた「吏員の朝鮮語禁止、国語使用」(罰則あり)を、平安南道庁では同庁情報委員会決議の下、「朝鮮語使用」の「禁止」を「国語を解する庁員」にまで拡大した⁽²⁵⁾(常用)。また、あわせて「道民全体にも国語の積極普及を図る」ことも決定している(全解)。

なお、国民総力平安南道連盟が愛国班員に行っている「朝鮮語をやめて国語を常用しませう」という呼びかけは、31日付夕刊の記事によれば平壤府庁管財課の「朝鮮語廃止」措置の後に始まったように読める。

但し、注意すべき点として、23日付では「吏員の朝鮮語禁止、国語使用を断行した」主語が「平壤府庁」全体であるように読めるが、31日付では「府庁全体に(中略)要望してある」ことになっているため、まだ府庁全体としては「禁止」ではなかったのかも知れない。道庁では事実誤認した可能性もある。あるいは報道時に意図的な操作が加わった可能性もある。しかし、真実がどうであるかにかかわらず、府庁あるいは府庁の一部が行った朝鮮語使用禁止にあたかも呼応するかの如く、日本語解得者の朝鮮語使用禁止を道庁が決定したという事実が重要であろう。

《同時期の学校教育における日本語常用》

同時期の学校教育における日本語常用状況に関する記事は次の通り。

仁川府の昌栄国民学校では、『話方の系統的指導の実際』を編纂するなど「話方」の訓練をする外、「登校後は一切朝鮮語の使用を禁じ毎日放課後の十分位を国語愛用反省会として級毎にこれを実施」している。日本語だけで過ごせたかどうかは「国語愛用カード」に記入しておく、というものだった。そして、その成績は、「一千九百人の児童のうち一ヶ月間も朝鮮語を使用しなかった児童は一千二百人乃至一千三百人の多数に上る」という(常用)。また、家庭には『家庭生活用語集』により、「一日一語は必ず覚える」ようにさせている(全解)⁽²⁶⁾。

私立小学校でも、日本語使用が強制されている学校を見ることができる。平安北道新義州府麻田洞の私立聖心学院では、「国語常用証」による朝鮮語使用に対する罰則を用いて日本語常用を強制している⁽²⁷⁾。この学校は、「聖」の文字から宗教系私立学校であるかもしれない。しかし、1940年11月、「米國務省の極東在留米人引揚げ勧告」により、少なくとも京城にいた宣教師が帰国するため、この時期「米人経営基督教系統学校」の経営が変更されるなどしていた⁽²⁸⁾。

第二節 「全朝鮮国語普及運動」の開始

《国民訓練後援会による「国語全解運動」》

「『京城府内の中等学校四、五年生男女合せて八百名がこの冬休に、自分の故郷に帰って、そこで、その生徒の家の愛国班を中心として国語を教へる運動を起した』⁽²⁹⁾。これは、前章で取りあげた朝鮮総督府による「簡易国語講習会」あるいは「国語普及講習会」とは異なり、国民訓練後援会が主催し、毎日新報社が講演する「民間」の動きであった。この意味で「政策」とは異なる「運動」という名称が付されていると考えられる。

ところで、この「国民訓練後援会」は綿布問屋三永商会の主人、野村弘遠（旧名孫弘遠）が起こしたもので、規約には「本会ハ朝鮮ニ於ケル皇国臣民教育ノ成果ヲ収ムルヲ目的トス」とある⁽³⁰⁾。総督府の推進しようとする路線と全く変わりはない。『緑旗』に掲載された野村への訪問記によれば、「昭和六年以前朝鮮軍参謀だった山本中佐とある機会に親しくなり、『今に世界は変わる、日本が本当の力を発揮する時が来る。その時、朝鮮にも本当に働いてもらひたい』という『山本中佐の言葉を信じ』て、会の結成をしたという⁽³¹⁾。これに呼応したのが京城師範の岩下雄三校長で、岩下が以前、総督府で『国語教本』の編集をしていたときからの「全鮮的な国語運動を起したい」という「念願」が重なって「国語全解運動」が誕生した⁽³²⁾。このような経緯を考えると、民間の朝鮮人から起こったものとはいえ、日本の支配層・総督府関係者の想いが親日的な朝鮮人の動きを強力に後押しして実現に至ったというのが実態であったようだ。

この「運動」への参加学校は、「京城師範、景福中学、京畿中学、徳成中学、徽文中学、中央中学、培材中学、京畿高女、梨花専門、梨花高女、進明高女、淑明高女、誠信家政、向上女子実業など」で、800名⁽³³⁾。学生らは「学校長よりの証明書と、学用品、国語教本五冊」を渡され、「冬休み二週間」「自分の家の愛国班にぞくする人達の中から五人を対象」とした日本語教育を実践するため、12月7日に女子生徒に、12月18日には男子生徒に「教へ方の訓練」を行ったあと、12月19日に「朝鮮神宮で奉告祭」と「壮行会」を行った。また、後日「報告会」を行うことになっていた⁽³⁴⁾。南昌均論文によると、1940年12月19日に「日本語普及挺身隊」の結団があり、「『教室国語から生活国語へ』、『国語で飛び出せ大東亜』、『一億民の言葉は一つ』、『必ず国語常用』等のスローガンをぶら下げ、国民運動として日本語普及運動を展開した」とある⁽³⁵⁾。この「日本語普及挺身隊」こそ、まさに彼等学徒であった。

1941年4月、地方青年隊員を中心とした「国語講習会」を朝鮮全土に1,000箇所開催することが報道された⁽³⁶⁾。これは、7月に報道された「第二回全朝鮮国語普及運動」のことである。毎日新報、国民訓練後援会の主催で、総督府学務局、警務局、国民総力朝鮮連盟などが後援していた。朝鮮全土約二百の中等学校生徒一万人から51校、2,551名が推進隊員として教授方法を授けられ、夏期休業中の10～20日間、一日二時間、日本語の初歩を教えるものであった⁽³⁷⁾。主催者が発行、配布した『全鮮国語全解運動実施要項』によると、「運動」の概要は次の通り。

- 一. 目標 毎年夏と冬の休暇に各二週間を運動実施期間にあて、毎期ごとに千万人のいまだ国語を解せざる者に毎日約二時間の教授をなす。
- 二. 実施方法 全鮮の主な中等程度の学校約二百校の生徒一万人（各学校五十名宛）を選んで国語全解運動推進隊員とし、毎日新報社支社、支局と連絡をとり所属の愛国班を中心とし、一隊員に十人内外の国語講習生を担当せしめる。
- 三. 教科書 片仮名を主とする『短期国語講習教本』（毎日新報社発行）を使用
- 四. 推進隊員養成 『短期国語講習教本教授備考』を編纂し、この教授備考によって、あらか

じめ推進隊所属の学校職員に依嘱して使用教本を基準として教授法の指導をなす⁽³⁸⁾。

内容を見る限り、目標は初回の「国語全解運動」のものを引き継いでいるが、実施方法で、より大規模に行うことを明記している。教科書の『短期国語講習教本』は、毎日新報社がこの計画のために新たに編纂した四六判 27 頁の小冊子であって、「受講後は、自力でラジオ国語講座によって勉強のできるやうな実力を与へる」レベルを想定していた⁽³⁹⁾。また、日常会話が中心であるが、「コウコクシンミンノチカイ」、宮城遥拝写真、「キミガヨ」が掲載されていた。推進隊員養成のためにも冊子が準備され、この時点では、かなり体系的なものとなっている。

1941 年暮れから 1942 年始めの冬季休暇帰省期間にも、第二回と同様、国民訓練後援会主催で、朝鮮総督府学務局、警務局及び国民総力朝鮮連盟の「積極の後援」により、中等学校 200 校の生徒一万名の動員を目標にして「国語全解運動推進隊」を組織した⁽⁴⁰⁾。

《大和塾等による日本語普及》

このほか、緑旗連盟⁽⁴¹⁾と大和塾⁽⁴²⁾が精力的な日本語普及を行っているが、ここでは大和塾のみを取りあげたい。

大和塾は、1938 年 7 月、「時局対応全鮮思想報国連盟」として発足したもので、総督府が「もともと社会変革運動の活動家であった『転向者』の「民衆に対する影響力」を無視し得ずに、彼等を「常に強い監視下に置きながら民衆動員の原動力として利用しようとした」ことから作られた⁽⁴³⁾。この「時局対応全鮮思想報国連盟」が 1941 年 1 月に発展的解消して、京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部がそれぞれ独立の「財団法人大和塾」を結成した⁽⁴⁴⁾。

大和塾の日本語普及活動は、1939 年 3 月、思想報国連盟新義州支部による「近隣婦女子」に対する講習から始められた⁽⁴⁵⁾。とはいえ、総督府も重く見ていたようで、前述した文部省主催第二回「国語対策協議会」（1941 年 1 月）の報告では、「国語普及講習会概要」の項目に続いて、「時局対応全鮮思想報国連盟主催国語講習会一覧」が掲載されていた。これによれば、7 支部、17 ケ所で 3 ケ月～1 ケ年の開催、受講者数が 1,872 名、受了者が 1,001 名であったことがわかる⁽⁴⁶⁾。大和塾結成後のものとしては、1941 年 8 月頃、7 つの大和塾で計 28 ケ所、4,170 名の講習生の存在が確認できる⁽⁴⁷⁾。大和塾の日本語講習は塾自身が独自の施設（建物）を所有している点、「一切授業料を徴せず学用品は総べて支給又は貸与」した点、単に日本語のみでなく「皇国臣民としての錬成教化を第一義」としていた点が特徴である⁽⁴⁸⁾。

第三節 総督府による「国語常用」強調

《日本語常用に関する総督訓示》

前述のように、「全朝鮮国語普及運動」に動員された中等学校生徒は、第一回で申込約 2,500 名中の 800 名、第二回で 2,500 名強であったが、『運動実施要項』のように一万人を動員するには程遠く、「各学校五十名宛」という数値も基準の意味でしかなかったようだ。1941 年 12 月 3 日までに申込をした 1,272 名の内、公州女子師範（100）、漢栄中学院（100）、京城師範（200）、祥明実践女（120）の 4 校は基準を遥かに上回っての申込みであったが⁽⁴⁹⁾、どのような経緯で多人数の申込となったのかは明らかではない。

中等学校生が必ずしも日本語普及活動に前向きでなかったことを示唆する史料がある。

やや遡るが、この「全朝鮮国語全解運動」の二回目が終わってしばらくの後、1941 年 9 月 30 日の定例局長会議で総督南次郎が、次のような訓示を行っていた。

総督訓示要旨

近来各学校特に中等校以上の学校において国語を使はず朝鮮語を使い、国語常用といふ建前が弛緩の傾向にあることは甚だ遺憾と思ふ、学校内では国語使用を不断に奨励し努力してゐるにも拘らずかゝることを耳にするのは実に残念である、家庭にあってはやむを得ず朝鮮語を使はねばならぬ場合があるであらうが教員、生徒は成るべく国語普及のために家庭内でも国語常用に努むべきである、五大政綱の中にある教学刷新でも国語常用を謳ってあり、内鮮一体の上からもかゝる事実の有することを遺憾とする、今後ともなほ一段の工夫、研究を積んで貰ひたい⁽⁵⁰⁾（下線部分は合字）

後の新聞報道によれば、この訓示は日本語普及、全解運動に関する南総督の最初の訓示であった⁽⁵¹⁾。「国語常用」が「弛緩の傾向」にあるという状況のなかで、「国語常用」を厳格に遂行するよう総督自ら求めたものであった。そして、この徹底のため、10月上旬、各道宛ての総督訓示に基づいた学務局長通牒が出ていた⁽⁵²⁾。中等学校生徒の日本語常用に関する問題が、「教室にあって師弟の間ではもとより学生、生徒、児童間の日常会話でも絶対に国語を使用し、その熟達錬磨に努め国語使用の雰囲気醸成せしめよう」とするものに拡大され、徹底されるようになった⁽⁵³⁾。

《国民総力連盟としての日本語普及活動》

この「全朝鮮国語普及運動」とは別に、京城府では、7月頃から国民総力京城府連盟によって、府内131ヶ町連盟機関を総動員して、国民学校を会場に「国語講習会」を行った⁽⁵⁴⁾。京城府では「講習会規定を作成指導」する等⁽⁵⁵⁾、日本語普及運動を大いに進めだした。

11月10日には、国民総力朝鮮、京畿道、京城府三連盟が定例打合懇談会を行ったが、「国語普及並に使用励行の強化徹底、文化部門に対する連盟の指導強化に付て」の討議の中、「国語の使用励行は会議などの席上でも現在半島側上層部の使用が行はれぬため支障が少くないのでこの際徹底的に上層部の覚醒を促すこと」が申し合わされたことがわかる⁽⁵⁶⁾。

また、国民総力朝鮮連盟が提唱した「国語常用奨励運動」に対し、翌11月11日には、京畿道が次の方法で「国語常用の厳守を実行させる」ことにした。

- 一、町連盟、愛国班常会その他諸会合には必ず国語を常用すること
- 一、商店の看板、広告などは原則として国語を用ひること
- 一、電車、バスの車掌、案内人は凡て国語を常用すること
- 一、学生、生徒、児童の常用語は学校にあると否とを問はず国語を常用するやう指導すること⁽⁵⁷⁾

前述した総督訓示を発端とする学務局長通牒の趣旨が最終項目で現れ、10日の「上層部」の日本語使用についても最初の項目で、「諸会合」での用語を日本語とする形で「厳守」させる方針を打ち出したことが重要である。

《治安当局の威圧、暴力による強制》

以上のような日本語の強制、あるいは朝鮮語の廃止や志願兵「志願」の強制等について、果たして、それらに抵抗できたのかどうか、非常に疑問である。

「学校当局ノ志願兵勧誘ガ強制的」であることの鬱憤をはらすため、朝鮮軍司令官に「不穩投書」をして懲役10ヶ月を受けたという事件からは、学校も志願兵に行けと強要していたことがわかる⁽⁵⁸⁾。

中・高等教育機関に属する善隣商業学校生の場合、1941年5月に、「知人ニ対シ『学校デ毎日偶像（御真影）礼拝、皇国臣民ノ誓詞、或ハ勤勞奉仕ヲ強制的ニ励行セシムル等心ニモナキ事ヲ強

要シ、自由ヲ束縛スルカラ不愉快デ学校ニモ行キ度クナイ』云々」と「不敬不穩ノ言辞ヲ弄」したとして、懲役一年刑を受けた⁽⁵⁹⁾。

1939年度から忠清南道禮山本町尋常小学校で勤務された李圭璇さんの場合、夜学校での勤務で「皇国臣民の誓詞」も教えなければならなかったが、教えた人がうまくいえず、そこへ「監視していた警察官」が入り込み「男性の生徒を殴り蹴飛ばした」という場面を目の当たりにしている⁽⁶⁰⁾。

また、日本語使用に対して問題提起をした場合は、起訴・拘留されることもあった。そうでなくとも、各学校内での朝鮮語使用に対する相互監視体制の形成等、上からの命令と同義の「国語常用」訓示によって、既に、可能な行動が限られていたと考えられる。

以上のように、日本語普及の基礎は着実に進められ、1942年5月の国民総力朝鮮連盟による「国語普及運動要綱」につながるであろう。これらの動きに朝鮮人の兵力動員が加味され、重大な政治課題となると考えられる。

第三章 註

- (1) 庵途由香「朝鮮における戦争動員政策の展開—『国民運動』の組織化を中心に」『国際関係学研究』No.21別冊，津田塾大学，1995年3月，5頁。
- (2) 同上。
- (3) 森田芳夫『朝鮮に於ける国民総力運動史』国民総力朝鮮連盟，1945年3月，43～44頁。
- (4) 若干さかのぼるが，国民精神総動員運動の「町連盟」の説明に次のようにある。
「町会，家庭防火組合連合会と同様の結合体を以て組織し，一つの組織をもって幾通りもの仕事
が即時に活動出来る事が緊要な事であって，町会役員会を招集すれば，その席上に於て愛国班
の緊急事項も亦防火組合の相談も出来る様な仕組とし，お互に時間の無駄を省き，充分銃後の
務めを怠る事なくどしどし相談も纏り，お互ひに緊密な連絡のとれる事が必要であります。（8
頁）」（京城府総務部時局総動員課『愛国班に就て』国民精神総動員叢書第二輯，1939年1月）
（下線部分は繰返記号）
- (5) 前掲，庵途由香，6頁。
- (6) 「町連盟の結成・準備要項委員を決定・今月中には完了へ」『京城日報』1940年12月11日付4
面。
- (7) 「行政義解」『朝鮮行政』第220号，1941年2月，108頁。
- (8) 同上，第三項目。
- (9) 「仁川府の各町連盟・年内に四〇ヶ町の結成を終る」『京城日報』1940年12月29日付4面。
- (10) 「愈よ本格的活動へ・仁川旧府内五十ヶ町全部の町連盟の結成を終る」『京城日報』1941年2月
1日付4面。
- (11) 「新機構に邁進・仁川府総力課」きのふ店開き・初代課長は上田さん」『京城日報』1941年1月
16日付4面。
- (12) 「総務等五部設置・役員は二本立・仁川府連盟機構更新」『京城日報』1941年2月7日付4面。
- (13) 国民総力連盟誕生半年後の4月1日，御手洗宣伝部長等12人の視察委員による「総力運動現地
視察報告会」が行われた。約80項目の改善事項が報告されたというが，以下の9項目は報道に
よって知ることができる。
・実践事項，宣伝文，各種通牒などをもっと平易，簡潔，明瞭に書くこと

- ・下部連盟理事長たるべき町総代または区長等に手当制度を公認すべきである
- ・下部組織指導者の人的整備の必要がある
- ・下部組織指導者の訓練を望む
- ・愛国班を生活必需品の配給機構経済組織の細胞として活用し統制物資の配給供出機関たらしめたい
- ・健全娯楽の配給を施設したい
- ・常会指導者に時事解説の簡易な参考資料を与へよ
- ・官公吏の率先垂範を行へ
- ・農村婦女子の労働力活用

このほか「連盟幹部役員を地方に派遣して各地方の連絡員と出来るだけ多く懇談し中央部の意のあるところを直接伝へると共に大衆生活の実態に触れて総力運動の指針とすること、町連盟、部落連盟などの組織範囲が広過ぎる地方があるが、運営上の便宜を考慮して適当に再編すること、国語普及の強化を図ること、学校連盟の活用、工場、鉱山連盟などが単に連盟を組織したといふだけで何等総力運動を展開してゐないこと、警察官、金組理事、小学校教員の積極的活用などが要望されてゐた」とある（「総力運動現地視察報告会・忌憚なく意見吐露・今後の改善速かに断行」『京城日報』1941年4月2日付1面）。

- (14) 「総力運動現地報告【五】・全鮮の指標だ 起て！ 大京城・怠け者に総訓練の鉄槌〈京畿〉」『京城日報』1941年3月26日付1面。
- (15) 「国語使用を約束・違反者の罰金を献金【仁川】」『京城日報』1941年5月4日付4面。
「かはった献金一府内濱町京仁トラック仁川営業所半島人事務員数名は松浦豊次郎、高山龍雄両氏の発起にて四月三日の神武天皇祭を記念し国語普及を目的に朝鮮語の会話を禁止しもし使用した者は一銭を齎出することに定め、卅日までに集まった二円八十銭を二日軍愛国部に献金した なほ同日朝鮮精米仁川支店共済組員一同は百円を同部に献金した」
蛇足ながら、同じ紙面に前年末の人口が掲載されている。
（「膨れる仁川府・昨年末現在人口十八万余人・大邱を抜き第五位へ【仁川】」『同上』）。
- (16) 「国語讚美歌【仁川】」『京城日報』1941年6月4日付4面。
- (17) 「讚美歌の国語化・仁川府が基督教団体に懇諭」『京城日報』1941年6月7日付4面。
- (18) 前掲、「国語讚美歌【仁川】」『京城日報』1941年6月4日付4面。
- (19) 「讚美歌の国語化・仁川府が基督教団体に懇諭」『京城日報』1941年6月7日付4面。
- (20) 「国語の常用化へ・仁川府が町連盟役員を調査」『京城日報』1941年6月11日付4面。
- (21) 「単語なりとも国語を・府から一般家庭へも懇諭【仁川】」『京城日報』1941年6月22日付4面。
- (22) 対象となった教会は、◇昌栄町教会 ◇西京町内里教会 ◇花水町教会 ◇花平洞聖潔教会 ◇龍岡町救世団 ◇長峴町教会 ◇金谷町教会 ◇天主公教会であり、このうち天主公教会のみ毎日、昼間の講習を行った（「国語の常用から・内鮮一体化へ・耶蘇教各派で講習会」『京城日報』1941年6月29日付4面）。
- (23) 「国語不解の連盟員・学務課と各学校提携で指導【仁川】」『京城日報』1941年7月12日付4面。
- (24) 「「朝鮮語をやめて国語を常用しませう」と国民総力平南道連盟では各愛国班員に呼びかけこれが徹底を期してゐるが、朝鮮語廃止の先駆をなした平壤府庁管財課では既に罰則を設け課員以下給仕に至るまで違反者には係長以上一回十銭、職員以下一回五銭を徴収し積み立てゝゐるが、他の課員から朝鮮語で話しかけられる場合しらずしらずに朝鮮語の会話をなす場合があるので

府庁全体に管財課同様の罰則を設け厳重なる取締を要望してゐる」

(「鮮語を使へば罰則【平壤】」『京城日報』1941年5月31日付夕刊3面)(下線部分は繰返記号)。

- (25) 「国家総力戦遂行と内鮮一体の大方針徹底のためには一国一語の必要を絶対とするとの建前の下に平壤府庁では既に罰則まで設けて吏員の朝鮮語禁止、国語使用を断行したが、平南道庁幹部の情報委員会でも廿一日午後の例会で国語を解する庁員の朝鮮語使用を禁止し、一層慎重に励行する一方、道民全体にも国語の積極的普及を図ることに決定、道庁各課長を通じてこの方針を庁員全体に一層徹底させることになった」(「朝鮮語の使用禁止・国語奨励へ平南道の断【平壤電話】」『京城日報』1941年5月23日付5面)。
- (26) 「仁川府内の学校巡り(㉠)・児童から家庭へ(㉡)・国語の話方を指導〈昌栄国民学校の巻〉」『京城日報』1941年7月6日付4面。
- (27) 「国語常用証を三年以上六年までの全児童に最初五枚づつ配付、相手の誰を問はず話し合ふ時に国語を使はないものがあるときはこれを発見したものが掟を犯したものと認定一枚づつを取り上げ、その罰則として五枚全部を取り上げられたものは一週間引きつゞいて掃除をなした五枚を取上げた所謂監視者は、鉛筆一本を給与するといふことにしたもの」(「国語常用証・聖心校の妙案【新義州】」『京城日報』1941年5月20日付5面)。
- (28) 例えば、「初等校の経営・米人引揚後の対策」『京城日報』1940年11月12日付がある。
- (29) 「新しき半島風景(2)・休暇を利用して帰省学生によって国語全解運動」『緑旗』第6巻第2号、1941年2月、175頁より重引。
- (30) 同上、176頁。
- (31) 同上。
- (32) 同上、176～177頁。なお、「国語全解運動」は岩下の意見によるという。
- (33) 申込は2,500名もいたが、厳選し800名としたという(同上、177頁)。
- (34) 同上。
- (35) 前掲、南昌均『日帝^の日本語普及政策^에關한研究一日帝末期(1937～1945)를中心으로』慶熙大学校碩士論文、1995年、67頁。
- (36) 「総督府では国語普及のため例年国語講習会を開き全鮮各僻地にまでこれを行ひ一ヶ所につき五十五円の補助費と所要教科書の無償配布を行って来たが、本年度は全鮮に一千箇所講習会を開催し会員を地方青年隊員本位とすることになった、これは銃後の第一線に起つ青年隊員は有事、常時を問はず国語を以て指揮、命令、伝達、訓話を行つてゐるにも拘らず若し一人でも国語を解さない者があつては隊の行動が乱れることを憂へたもので、また青年隊員を通して国語普及の一単位ともなし得る一石二鳥を狙つたものである、地方によっては講習会員たる青年隊員が少数で収容の余裕があつた際には一般人の受講を許すことになってゐる、なほ講習会各道割当は左の通り
- ▲京畿 110 ▲忠北 45 ▲忠南 66 ▲全北 68 ▲全南 100 ▲慶北 101 ▲慶南 97 ▲黄海 87 ▲平南 63 ▲平北 77 ▲江原 74 ▲咸南 67 ▲咸北 45」(「青年隊員中心に・一千の国語講習会を開き・訓練伝達を完璧化」『京城日報』1941年4月18日付夕刊2面)。
- (37) 「第二回全朝鮮国語普及運動は全鮮二百の中等学校生徒一万人から推進隊を選んで二千四百万民衆の国語全解に邁進することになり主催者側は毎日新報、国民訓練後援会と後援する総督府学務局、警務局、総力連盟などが万全を期してゐるが推進隊学校別人員は次の如く決定した、

これ等の推進隊員は各学校で使用教本で教授方法を授けられ、暑中休暇中十日乃至二十日間づゝ各部落で一日二時間づゝ国語初歩を教へるものである

中央中学三〇名、浦項高女一五名、徽文中学五〇名、進明高女二九名、晋州高女五〇名、咸興永生中学五九名、協成実業一二名、五山中学五〇名、平壤聖經女高一七名、北青農校五〇名、北青公立職業五〇名、淑明高女五〇名、祥明実践九五名、普成中学五〇名、貞信女校二一名、培材中学六〇名、群山中学一〇名、英彰学校二二名、永同農校二三名、平壤第二中学五〇名、元山樓氏高女五二名、済州農校六四名、京城園芸校一六〇名、京城師範二六〇名、景福中学五〇名、培花高女五〇名、仁川商業三〇名、明新中学六二名、全州高女一〇〇名、沙里院高女二二名、開城松都中学校四〇名、同徳高女四〇名、城南中学五〇名、誠信家政女校二〇名、養正中学四四名、水原公農五〇名、春川師範五〇名、公州女師一二〇名、城東商科六二名、梨花高女一六名、京畿高女四〇名、新義州公立職業三〇名、密陽公農五〇名、漢城商業二三名、協成実業一二名、京畿中学三一名、漢榮中学院五〇名、宣川保聖三〇名、咸興永生高女一〇名、徳成女実校八九名、沙里院高女二五名、五一校計二、五五一名」(『全鮮の中等生から・国語の推進隊「夏休み」に部落を行脚』『京城日報』1941年7月1日付7面)。

- (38) 森田梧郎「一つの報告—全鮮国語全解運動について—」『日本語』第1巻第8号、1942年12月、38～39頁。
 - (39) 同上、39頁。
 - (40) 「国語全解運動に推進隊員を派遣・中等学生一万名を動員」『京城日報』1941年11月27日付夕刊3面、および「国語全解運動・推進隊・既に一千余名」『京城日報』1941年12月5日付夕刊3面。後者によれば、中等学校生以外にも「愛国班長、国民学校訓導、専門学校男女学生等の申込もある」という。
 - (41) 「『内鮮一体は言語から』を具現化する一面、半島婦人層の自覚を促して皇国女性の歩むべき道を把握せしめ更に国民総力運動推進の一助たらしむる目的の下に緑旗連盟忠北支部では去る七日より清州邑図書館を会場として家庭婦人夜学会を開催してゐるが本講習会は国語普及を主とし時局関係生活改善、衛生、育児法等家庭婦人に時局認識を徹底させると共に常識を涵養することを使命としてゐるため総力連盟側から全幅の支援を得、かつ温突から街頭へ飛び出した半島婦人層に国語熱や皇国女性たらしとする熱情が漲り、かねてから斯る機関の開設を待望してゐただけに妾も妾も若きは二十前後から五十幾歳の老婆まで五十余名参加、中には乳呑子をおんぶしてゐる婦人もあり毎夜八時からアイウエオの勉強と時局講話を二時間づつ非常に真剣になって受講してゐる有様は涙ぐましい程である
- 講師には緑旗連盟会員たる道地方課勤務高文バス組の松原属、総力課勤務の金村囑託、学務課勤務の城大出大原視学、本年道担任の徳山主事その他道職員教育家、或はそれぞれの専門家等錚々たる顔触で全く奉仕的に□□てゐるが講習科目といひ講師といひ恐らく全鮮一を誇る婦人講習会といつて過言でなく、十一日夜の如き徳山講師の第一講憲兵の労苦と銃後婦人を結びつけた講話には殆んど全部が所も恥ぢずチマで感激の涙をふき終つて『実にいゝお話を聴かせてくれました』と口々に感謝の挨拶をしたといふ風に毎日に新たな感激を与へてゐるので本講習会は予期以上の効果を齎すものと期待されてゐる」(『国語普及を主に・一般常識も涵養・誇る家庭婦人夜学会【清州】』『京城日報』1941年4月20日付4面)。
- (42) 「京城大和塾では事業の一部として『内鮮一体は先づ国語普及から』といふモットーの下に国語講習会を府内全域において開催し府内七ヶ所に目下大和塾会員を講師として派遣、無産児童並

に未就学青年婦人等に「アイウエオ」から懇切に教授してゐるが既に府内講習生一千三百名に達し全鮮国語普及運動の中核をなしてゐる、府内の各講習会は左の如し

京城大和塾本部、孔徳国語講習会、東部国語講習会、黒石、龍山？、東大門、城北、橋北」（「大和塾国語講習会」『京城日報』1941年5月1日付3面）。

- (43) 長田欣也「ファシズム期の思想・宗教統制と『皇民化』政策—植民地朝鮮における教誨師・保護司の活動を中心に—」『民衆史研究』第49号、1995年5月、民衆史研究会、67頁。
- (44) 高原克己「大和塾の設立と其の活動」『朝鮮』第317号、1941年10月、30頁。
- (45) 同上、31頁。
- (46) 前掲、森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」『文教の朝鮮』第189号、1941年5月、40頁。
- (47) 前掲、高原克己、31頁。なお、詳細は、京城大和塾12箇所 2,094名、咸興大和塾2箇所 140名、清津大和塾1箇所 160名、平壤大和塾2箇所 254名、新義州大和塾7箇所 1,172名、大邱大和塾1箇所 100名、光州大和塾3箇所 250名、計28箇所、4,170名であり、1941年8月20日現在、講習会終了者が「二千余名」だという。
- (48) 同上。
- (49) 前掲、「国語全解運動・推進隊・既に一千余名」『京城日報』1941年12月5日付夕刊3面。
- (50) 「国語常用に努めよ・“学生間に近時弛緩の憾あり”・局長会議席上南総督訓示」『京城日報』1941年10月1日付夕刊。
- (51) 「皇民の道は国語から・局長会議席上・南総督三度訓示」『京城日報』1942年4月15日付夕刊2面。
- (52) 原文は不明であるが、新聞報道は次の通り。
 「“家庭に職場に街頭に、極力国語使用のことを慫慂してゐるにもかかはらず最近やゝもすれば励行されてゐないのは遺憾である、殊に次代の中堅ともなるべき中等学校生徒間でその甚だしい例をみる”と南総督から警告を寄せられたのに鑑み学務局ではこのほど更に国語普及熟口生活化を奨励するため各道あて学務局長通牒を発した
 国語使用こそは内鮮一体を具現する最も容易な第一歩であり、初等、中等、高等、大学の別なく全学校では如何なる事情を問はず国語使用を奨励して来たが始政卅一周年を迎へた今日ではますますこの原則を徹底して学校から家庭へ街頭へと国語の生活化を図らうとするもの
 今後は教室にあって師弟の間ではもとより学生、生徒、児童間の日常会話でも絶対に国語を使用し、その熟達錬磨に努め国語使用の雰囲気醸成せしめようといふのである、なほ国語使用奨励の具体化としては各学校で学校経営案作製の場合、その具体的方法を取り入れてその奨励策を考究してゆくことになった」（下線部分は繰返記号）（「学園家庭を問はず国語を使ひませう・学務局から各道へ檄」『京城日報』1941年10月8日付3面）。
- (53) 同上。
- (54) 「ゆるぎなき内鮮一体の大理想実現はまづ国語普及から出発しなければと国民総力京城府連盟では今回府内百卅一ヶ町連盟機関を総動員して国語普及運動を展開することになった、実施期は大体七月中旬頃で目下これが普及方法についてはいま一応各町連盟の意向並に事情なども聴取研究するが、国語講習会場は国民学校に指定される模様で、従って講師の陣容も国民学校の先生が中心となるものと見られてゐる」（「町連盟を総動員・国語を普及・7月中旬から講習会」『京城日報』1941年6月20日付7面）。

- (55) 「国語普及運動統一・京城府^で講習会規定^を作成指導」(朝鮮語)『毎日新報』1941年8月9日付2面。
- (56) 「上層部にも徹底・三連盟の懇談会」『京城日報』1941年11月12日付3面。
- (57) 「電車、バスの中でも国語を常用しませう」『京城日報』1941年11月12日付3面。
- (58) 「昭和16.5.23 仁川警察署・軍司令官宛不穏投書犯人検挙二千スル件・京城府松岷町八七 山本順章 二五・本名ハ昭和十六年三月下旬予テヨリ抱持セル学校当局ノ志願兵勧誘ガ強制的ナリトノ鬱憤ヲ晴スベク便箋紙一枚ニ『先生半島を何と居りますか卑しくも合併した暁としてするべき手段ですか志願兵を強制的にして何んの効力があるぞや今に見る先生の横腹を抜くぞ』云々 ト朝鮮軍司令官宛不穏投書ヲ為シタルモノナリ・保安法違反 昭和16.7.19 送局・起訴・昭和16.9.18・懲役十月」(「民族主義事件検挙状況(自昭和15年11月至昭和16年10月)」『昭和16年12月[㊤]第七十九回帝国議会説明資料 朝鮮総督府警務局』81頁;『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻,不二出版・復刻版,1994年)。
- (59) 「昭和16.5.23 仁川警察署・善隣商業学校生ノ不敬不穏言動事件・(改) 宮本真政 当18年・9月18日懲役一年」(「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調(自昭和15年12月至昭和16年9月)」『昭和16年12月[㊤]第七十九回帝国議会説明資料 朝鮮総督府警務局』54頁;『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻,不二出版・復刻版,1994年)。
- (60) 「『大きい兄さんと小さい兄さんの夢を見る』(忠清南道)―太平洋戦争犠牲者遺族会で日本に補償を求める 李圭璇さん(京畿道水原市在住)―」『証言 植民地体験 ポンソソファ(鳳仙花)―日本統治下の朝鮮・サハリンの生活―』札幌民衆史シリーズⅧ,札幌郷土を掘る会,1997年,90頁。

第四章 徴兵制度導入決定(1942年5月)に伴う日本語普及運動の活発化

朝鮮への徴兵制度導入は、1942年5月8日に閣議決定され、翌9日発表された。この徴兵制度導入発表に伴い、朝鮮における日本語普及運動に拍車がかかったことは先行研究の指摘してきたところである。この直前の5月6日、国民総力朝鮮連盟は第44回総力連盟指導委員会を開催して、「国語普及運動要綱」を付議し決定した。

宮田論文によれば、朝鮮への徴兵制度導入は、既に1938年2月に公布されていた「陸軍特別志願兵令」制定過程では「明確な射程距離内に(中略)見通し得なかった」ことが明らかである⁽¹⁾。また、宮田氏は、朝鮮総督南が1942年3月に上京した際⁽²⁾、陸海軍および東条首相と協議したこと(『南次郎』伝)、帰任後の定例長官会議では徴兵制について報告されていなかったこと(水田直昌へのインタビュー)から、「南総督のみは、事前に中央政府から相談を受けて了承していたことは確認できるが、その他は局長クラスでさえ知らされてはおらず」という状況を推測している⁽³⁾。とすれば、3月末以後の皇民化政策、日本語普及関係の動きに関する南の発言は、徴兵制度を意識したものと考えても良いのではないだろうか。

そこで、「戦時下の国語運動の(中略)根幹」の一つといわれる1942年5月6日の「国語普及運動要綱」を前後する日本語普及・強制の動きを、徴兵制導入との関係を意識しつつ検討していきたい。

《朝鮮青年体力検査への動員》

1942年3月1～10日に、朝鮮軍が朝鮮各地で第一回朝鮮青年体力検査を行った。検査の対象は、1942年3月2日を基準として「満十八歳及び満十九歳の半島人男子に限る」とされ、府・郡・島

庁所在地の現住地主義で行われた⁽⁴⁾。体力検査実施に関する大野緑一郎総監談話には、この目的として「半島青年の身体状況を調査して今後の情勢に依りては志願兵制度の拡充をなし、或は勞務動員の適正化を図る上の基礎資料を得んとするに外ならない」と発言していた⁽⁵⁾。この実施にあたっては、国民総力朝鮮連盟も協力しており、まさしく「軍官民」の総力で「一人の検査漏れないやう」に青年を体力検査へ動員した⁽⁶⁾。この結果を検討する座談会が3月30日に京城府民館で開かれ、集まった軍・総督府・総力連盟関係者等が意見交換を行った。その中で、高橋軍参謀長が「国語普及の重大さをこの体力検査を通じて非常に痛感した」こと、「国語の徹底普及が刻下の急務」であることを強調している⁽⁷⁾。体力検査が「洩れなく」実施されようとしていたことは、将来兵力となるべき朝鮮人青年の体力を知ることと直結する。朝鮮軍が体力検査を主導していたことを考えると、徴兵のための壮丁検査の予行演習の意味もあったのではないだろうか。

《学務課の徴兵制度に関する調査》

4月9日付で、朝鮮総督府学務課が「徴兵制度ニ関スル件・壮丁数調」を行った形跡がある。この文書は鉛筆で走り書きしたもので、大野緑一郎文書1265として残っている。書き残されている内容は、「内地」・朝鮮の就学歩合、旧普通学校（六年制）卒業者数、日本語普及状況、推定学齢児童、青訓所数（在学生、毎年卒業生推定を含む）、男子年齢別数（16～20、20～40歳）、特定技能ある男子（16～50歳）の各項目であった。「国語普及状況」では1940年末で「国語ヲ解スル者」が3,573,338名、「総人口ニ対スル百分率」が15.57%と示されている⁽⁸⁾。この文書と南の関係は不明であるが、次に取りあげる4月14日の定例局長会議における南総督訓示の中の「今日朝鮮内に於て国語を解し得る者尚僅かに十五%内外に過ぎざる状態に在るは洵に遺憾」という部分が重なる。しかし、この数値の重なりは外の資料から南が日本語解得者のデータを得た可能性もあるため、ここでは、学務課が徴兵制度に関係する「調査をしていた」事実のみ指摘するにとどめたい。

《「国語普及運動」徹底に関する総督訓示》

4月14日の定例局長会議において、総督南は「国語普及運動」の「徹底」に関する訓示を行った。後述するように、1942年5月の国民総力朝鮮連盟による「国語普及運動要綱」の決定に直接影響を及ぼしたものと考えられる。この訓示によれば、「国語普及」の指示・訓示については1941年9月30日の局長会議、1942年2月3日の「局長会議及び総力運動指導委員会」に続いて三度目だという。しかし、内容を検討すると、1) 1941年9月30日の訓示は、前章でも検討したように、「各学校特に中等校以上の学校」における「国語常用」の「弛緩の傾向」に対し律することを求めるものであり⁽⁹⁾、2) 1942年2月3日の訓示は、「婦人の教育未だ充分ならざるために「婦人啓蒙運動」を進めるべきこと、「教育機関に携はる者」が「校の内外を問はず、常に国語を奨励し積極的に教導訓練すること」の必要を訴えており⁽¹⁰⁾、同じ「国語」使用に関わる訓示でも、その対象が全く異なっていた。これらはすべて日本語普及運動の流れで一括りにすることも可能だが、それぞれの関心の向き方に着目すれば、その時点でのそれぞれ別な実状認識、課題が浮かび上がってくる。

この観点で1942年4月14日に行った南総督訓示を見てみよう。

国語普及については昨年九月卅日の局長会議において指示し特に学校においてその範を示すべきこと、更に本年二月三日の局長会議及び総力運動指導委員会において指示する処あり爾来各府郡面に民間一般に国語の普及については鋭意これが徹底に努め来りたるところであるが、而も今日朝鮮内に於て国語を解し得る者尚僅かに十五%内外に過ぎざる状態に在るは

洵に遺憾である、国語は国民の思想、精神と一体不離である、又国語を離れて日本文化はないのである、即ち半島人の眞の皇国臣民化は半島民衆をして国語を解せしめ国語を愛用せしむることを以て効果大なりと信ず、国語の普及こそは内鮮一体の絶対的要件なりと云ふべきである、今日帝国が大東亜共栄圏の確立に邁進し、東亜の盟主として廣くその指導の地位に立つべきの秋に当り、内鮮一体以て国家総力戦の一翼を担当すべき半島二千四百万民衆は日夕国語を常用し得るに至らなくてはならぬ、勿論従来においても国語の奨励施設はなされ相当の成績は挙げられてゐるが、日支事変、大東亜戦争以来、北支、中支、南支、就中マレー半島、昭南島、比島等に国語研究及び普及機関の設置並にこれが常用の趨勢目覚しき状況を観るとき、朝鮮に於ては中央、地方を通し更に国語の全解運動を一段と徹底して展開することこそ、正に焦眉の喫緊事であると考へられる、南方に於る土着民中に国語を理解しあるもの尠からざるに對して南洋にある半島人にして之に応答し得ざりしものありとの実例は決して稀有にあらざるなり、国語普及の方法としては一面国民学校教育を拡充し学校より更に家庭に普及せしむべきことは勿論であるが他面これと併行して一般民衆を対象とし国民総力運動として強力にこれを推進して行きたいと思ふ、但し朝鮮語使用を禁ずるにあらず特に實際問題として大半以上国語を解せざるものある今日に於ては国語奨励を朝鮮語廃止なりと誤解せしむるが如き急激且つ無理なる強制に出でざる用意肝要なり

この訓示で注目すべきは、A) 朝鮮人の日本語解得率 15%内外の数値には不満を持っていること、B) 「大東亜共栄圏」において「国家総力戦の一翼を担当すべき」朝鮮人は「日夕国語を常用し得るに至らなくてはならぬ」と強調していること、C) 「南方に於る土着民中に国語を理解しあるもの尠からざるに對して南洋にある半島人にして之に応答し得ざりしものありとの実例」があるが、これは「決して稀有にあらざる」こと、D) 「国語奨励を朝鮮語廃止なりと誤解せしめ」てはいけないことである⁽¹¹⁾。特に、日本の勢力が東南アジア・南太平洋方面まで及ぶようになって、志願兵（将来的には徴兵で）としての出征も現実化してきている。そこで、「南方」の「土着民」にも劣る日本語の出来ない朝鮮人の姿をクローズアップし、南方の土着民に対する一種の差別感を土台に、この抑圧構造を利用して、日本語の習得へ向かわせようとする論理が見られる。

総督による「国語普及」の強調は、この直後の4月20～22日の各道知事会議においてもなされ

(資料)

<訳>

☞ 國語를 몰으면 皇民의 羞恥 ☜

☞ 国語を知らなければ皇民の羞恥 ☜

半島人도 大東亞戦争에 参加하게 되어
南洋方面에 가서 榮光스러운
軍役に 活動하는 사람도 있다
그러나 그들 半島青年中에는
그곳 토박이들이 國語로 못는 말에
對答못하는 사람도 잇는 듯하니
皇國臣民으로서 또 그들의 指導者로서
얼마나 羞恥한 일일까?

半島人も大東亞戦争に参加するようになり
南洋方面へ行行って榮光なる
軍役に活動する人もいる
しかし、彼ら半島青年中には
現地土着民らが国語でたずねた言葉に
答えられない人もいるようだ
皇国臣民として、また彼らの指導者として
どれほど恥ずかしいことか?

國民總力咸鏡北道聯盟

國民總力咸鏡北道連盟

咸鏡北道「国語全解運動実施状況」1942年5月(大野緑一郎文書1203・『咸鏡北道管内状況』所収)

た。「総督指示」全30項目中の二番目に「国語常用徹底に関する件(司政局, 学務局共管)」が掲げられ⁽¹²⁾, 各道知事間でも議論になった(後述)。

このころ「大東亜共栄圏」の各占領・軍政地では日本語普及が積極的になされだし, 時期は前後するが, 文部省でも「国語対策協議会」が開催された(第一回は1939年6月20~22日, 第二回は1941年1月20~23日)。この協議会は, 「日本語教科書の編纂のために, 文部省が朝鮮総督府, 台湾総督府, 関東局, 南洋庁, 満州国, さらに興亜院の華北・華中・蒙疆・廈門の各連絡部の関係者を招いて開催した会議」であった⁽¹³⁾。日本の支配の及ぶ各地から関係者が招かれたわけである。協議会では「各地に於ける日本語普及の状況」が議題とされ⁽¹⁴⁾, 様々な実態が報告されたと想像できる。「南方」の日本語普及と比較される機会は十分にあり得たであろう。

《南方占領地「土人」との対比による「皇民化」志向の期待》

ところで, 総督訓示の「南洋にある半島人」とは一体どういう人達のことであろうか。少なくとも, 俘虜収容所監視員たちのことではなく⁽¹⁵⁾, 志願兵でもないと思われる⁽¹⁶⁾。総督訓示のこの趣旨は定例道知事会議第三日目の4月22日にも松村忠清南道知事が取りあげている⁽¹⁷⁾。これによれば「忠南の半島人労務者が南洋に出向いた際, 土人から日本語で話しかけられたが返事出来ず日本人国籍を疑はれた」ということだ。1942年4月はじめには, 既に「南方」で「軍属」が戦病死・戦死している記録もあり⁽¹⁸⁾, これは日本軍が「南方」進攻をしたために起こった労働力動員が原因でもたらされた事態であったといえる。

「南方」と日本語との関係は, 総督の訓示のみにはとどまらなかった。5月以降展開する「国語全解運動」の中で, 少なくとも咸鏡北道がこの論理を利用し「国語を知らなければ皇民の羞恥」(朝鮮語)と題したビラを作成し, この存在が知られる⁽¹⁹⁾。これにより日本語普及を促そうとしたのであった(資料参照)。

以上をまとめると, 1942年5月の「国語全解運動」を促したものに4月14日の南総督訓示があり, そこで用いられた主要な論理に「南方」との対比の存在を確認できた。さらにさかのぼれば, 要因のそもそものは日本の「南方」への侵略にあり, 侵略地でも日本語普及政策が進められていたこと, 侵略に伴う労働力動員のそれぞれが, 南の訓示における「国語の全解運動を一段と徹底」する論理を構成したのであった。

《国民総力朝鮮連盟による「国語普及運動要綱」の決定》

国民総力朝鮮連盟は, 3月27~28日に「朝鮮総力各道連盟事務打合会」を開催している。その指示事項・各道明年度事業概要を見ると, 「明年度強調事項の概要」の六番目に「国語普及とこれが常用」の項目は見られるが, 道レベルになると日本語普及に関する事項を掲げている道は, 忠清北道・全羅北道・平安北道の三道でしかなかった⁽²⁰⁾。ところが, 上述した4月14日の総督訓示に対しては素早い対応を見せている。まず, 総力連盟事務局総長川岸文三郎⁽²¹⁾は「総督訓示に即応」して, 即日日本語の普及徹底を強化する旨の談話を発表した⁽²²⁾。4月16日, 総力連盟の第三回理事会を開催して, 「昭和十七年度総力運動方針」⁽²³⁾を定めた。この「運動ノ重点」に「四 婦人啓発運動」と「六 国語生活ノ徹底」⁽²⁴⁾が含まれている。婦人の啓発には日本語の解得をも含む。

総力連盟としての独自の活動は, 5月6日の第44回総力連盟指導委員会における「国語普及運動要綱」の付議と決定であるが, この直前の5月2日, 総督府と総力連盟関係者が集まり, 「第一回国語普及打合会」を行っている。この打合会では, 「国語生活を目標に手近な各種地方官公施設団体に国語の常用を奨励する一方国民学校を通じて家庭に普及をはかるため全鮮三千百ヶ所の国民学校内に国語講習会場を設置, 同所を基点に国語常用運動を捲き起すことを協議」⁽²⁵⁾した。まさ

に、本格的な日本語解得に向けた「国語普及運動」の開始を合意したものだ。實際上、総力連盟は、朝鮮総督府内の指導機関である司政局との関係で総督府と渾然一体であったし、事実、「司政局では学務局、警務局、情報課、総力連盟と協力して全鮮的に展開すべき運動要綱を作成、成案を得たので、六日の指導委員会の協賛を得たものである」⁽²⁶⁾という報道記事からは、「要綱」案の作成がまさに総督府内で行われていたことを知れる。このようにして、5月6日、総力連盟指導委員会で「国語普及運動要綱」が決定され⁽²⁷⁾、9日に発表となる朝鮮人への徴兵制度導入とあわせて、日本語普及に、さらに強制的意味合いが強く込められていくようになる。こうして、「本要綱を基調として全鮮各道にあってそれぞれ各地域に適した実施策を作成、全鮮一斉に国語常用運動を展開する」ようになった。

第四章 註

- (1) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、52頁。
- (2) 「南総督あす東上」『京城日報』1942年3月6日付夕刊1面。「総督東上日程 六日午前十一時廿八分京城駅発、八日鎌倉着、静養の上東上、廿五日帰城の予定」とある。
- (3) 前掲、宮田節子(1985年)、127頁の註(6)。
- (4) 「〈彙報〉青年体力検査三月上旬実施」『朝鮮』第321号、1942年2月、65頁。
- (5) 同上、64頁。
- (6) 「洩れなく受けよ・川岸総長 掉尾の奮起を要望・晴れの“体験”・あと二日」『京城日報』1942年3月8日付4面〈京城版〉。報道は以下の通り。

「川岸総力連盟事務局総長は『体力検査に最後の努力を望む』と七日左のやうに奮起を強調した朝鮮に於ける画期的施政である半島青年の体力検査の成績は軍官民一致の総力態勢に依り逐日良好なる成績ををさめつゝあることは半島の前途に一大光明を点ずるもので洵に御回覧に堪へないところである、然し検査期間の終了は既に目前に迫つてゐるので、この際愛国班長をはじめ各連盟の指導者においては自己の受持範囲内より一人も検査漏れのないやう掉尾の活躍をせられ、有終の美ををさめられるやう希望して止まない次第である」(下線部分は合字)

- (7) 「全鮮を赤誠と感激に塗りつぶし去る十日終了した第一回朝鮮青年体力検査の状況やその結果を検討する座談会が卅日午前十時から京城府民館で開かれた、朝鮮ではじめての青年体力検査から得た貴重な資料を検査各関係者が一堂に集つて語り合ひ、その結果を有効に活用しようといふのがこの集りの眼目である。軍から高橋参謀長、倉茂兵務部長、和田参謀、海軍から武官府黒木大佐、総督府から石田厚生局長、岡保健課長、八木警務課長、荻野技師、総力連盟から川岸事務局総長、御手洗宣伝部長、烏川総務部長、京城府市木社会課長、稲田東大門署長、城大医学部今村教授、それに開業医の宇野検査正医官ら八十余名が出席、(中略)最後に高橋参謀長から体力検査を通じて現れた半島青年の思想動向や体育状況に対して率直に所信を披瀝、午後一時有意義な座談を終った(中略)

高橋参謀長 国語普及の重大さをこの体力検査を通じて非常に痛感した、今後このやうな活動には国語を解する、解せない如何によつてその目的の完遂如何を左右することだ、それがどうだ、半島の二割、特に婦人にあつては五分しか国語を解せないことをこの検査に地方を廻つて確めた、国語の徹底普及が刻下の急務である、次は戸籍の整理である、戸籍令があるのに、無籍者が多くゐるとは半島の恥である、警察、愛国班通じて無籍者の狩出しに努めて欲しい、

(以下略) (「無籍者をなくし・国語を早く知れ・初の“体検戦果”を衝く(座談会)」『京城日報』1942年3月31日付夕刊2面)。

- (8) 朝鮮総督府学務課「徴兵制度ニ関スル件・壮丁数調」1942年4月9日調(大野緑一郎文書1265)
- (9) 「国語常用に努めよ・“学生間に近時弛緩の憾あり”・局長会議席上 南総督訓示」『京城日報』1941年10月1日付夕刊。
- (10) 「指導者日本の重責・教育者と婦人層の決意促す・定例局長会議席上：南総督の訓示」『京城日報』1942年2月4日付夕刊1面。報道は以下の通り。

「南総督は三日の定例局長会議にて約卅分に亘り左の如き訓示を行ひ敵性国の思想謀略対策、婦人の啓蒙教養、教育機関に携はる者の画期的刷新の三項目に就いて所信を披露、大東亜共栄圏の指導者育成の重責を担ふ者として家庭にあつては母性の力、外部にあつては小国民錬成の任にある教育者の一大決意を促した【写真＝南総督】

一、敵性国の思想謀略対策 略

二、婦人の啓蒙教養 時局下における婦人の任務は愈よ重要なり、近来半島婦人の戸外に働くもの稍多きを認むるは喜ぶべき現象なるに、その大部分は尚依然として戸内にあり、又時局の認識に付ては甚だ不充分なり、従つて二千四百万の半数を占むる婦人層の自覚活動はこれを内地に比較すれば著しく劣り、動もすれば流言蜚語に迷はされ易し、斯くては銃後に於ける国民志気の昂揚に影響するところ尠からざるべし、大東亜戦争完遂の機会を画し本職は半島に於ける婦人層の啓蒙教養に一段の力を注がんとするものなり、これが為婦人の務は

第一 一家の主婦として家政を司り一家の生活を時局の要請する戦時体制に即応せしむること

第二 男子の勤労部面の多くなるに従い婦人の勤労が能率化せられねばならぬ、特に農村に於て然り

第三 将来を荷ふ国民の母として子女を養育し家庭教育を担任すること

然るに半島婦人会にあつては婦人の教育未だ充分ならず、国語を解し得るもの七十七万人に過ぎず、此の如き有様にては以上の如き目的を達するは甚だ困難なり、依つて新に婦人啓蒙運動を展開すること緊要なり、本運動の目標は皇国伝統の口道に則つて婦徳の涵養、子女教育に重点を置くにあるが、特に前述第三項に全魂を注いで忠良なる皇国臣民を育成し内鮮一体を具現せしむるを要す、これがためには先づ婦人の覚醒を促し、忠誠なる母性の培養を図り、婦人の生産的活動と時局の認識とを増進せしむることを根本義とす

本運動の実行は国民総力運動の一部門としてこれを推進することとし主管局及総力連盟において研究企画指導実行に当らしむることとす 今や従来之の愛国婦人会、国防婦人会、連合婦人会を打つて一丸としたる大日本婦人会の発足に当り朝鮮に於ても大日本婦人会朝鮮本部を設置することとなり、故に本会に於ても将来総力運動の一翼として婦人啓蒙運動に就き活躍せられんことを望む

三、教育機関に携はる者の画期的刷新 従来学校教育と実社会とは動もすれば遊離せんとする傾向尠からず

大東亜戦争は亜細亜十億の民衆を米英の桎梏より解放日本を盟主とする大東亜を建設せんとするものにして其の着想は高邁其の所期する処極めて遠大なり、職に教育に携はる者は其の目標を大東亜の指導者たるべき忠良有為なる皇国臣民の錬成に置き校の内外を問はず、常に国語を奨励し積極的に教導訓練すること極めて肝要なり 特に国民学校に於ては児童の感受性に富める時期なるを以て教育者の熱誠と垂範とは児童に影響する処甚大なるを想ひ、大東亜戦争を契

機として教育界に一大時期を画するが如く教育機関を刷新するに遺憾なからしめんことを望む」(下線部分は合字)

- (11) 「皇民の道は国語から・局長会議席上・南総督三度訓示」『京城日報』1942年4月15日付夕刊2面。報道の冒頭に次の記事がある。
「南総督は十四日の定例局長会議席上国語普及運動についてその徹底を期する訓示を行ひ、国語は国民の思想精神と一体不離であり国語を離れて日本文化は考へられない、半島人の真の皇国臣民化は半島民衆をして国語を愛用せしめることであり国語全解運動こそは内鮮一体の絶対条件であると力強く国語の普及奨励を説いた、国語普及、全解運動に関しては昨年九月卅日、本年二月三日の各局長会議及び総力連盟指導委員会席上訓示を行つてをり、今回は三度目であり如何に総督が国語普及について熱意を蔵してゐるかゞ伺はれるものである。」
- (12) 「知事会議・指示事項」『京城日報』1942年4月21日付1面。
- (13) イ・ヨンスク(李妍淑)『「国語」という思想—近代日本の言語認識』岩波書店、1996年、292頁。この第14章『「共栄圏語」と日本の「国際化」』で、「国語対策協議会」が中心に取りあげられている。
- (14) 朝鮮から「協議会」に出席した森田梧郎はその報告を『文教の朝鮮』で行っている。そこでは、朝鮮の日本語普及の現状と計画を示す「国語普及並に国語教育に関する資料」の一部が紹介されており興味深い(森田梧郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」『文教の朝鮮』第189号、1941年5月)。なお、『季刊現代史』8号でも紹介されている。
- (15) 俘虜監視員は、1942年5月1日ミャンマー(ビルマ)のマングレー占領による「南方進攻作戦」が一段落した後に出された方針「南方に於ける俘虜の処理要領の件」(1942年5月5日；兵站總監部発南方軍宛通牒)で、「俘虜収容所編成に方り之が警戒取締の爲朝鮮人及台湾人を以て編成する特殊部隊の充当を予定す」という構想から実施されたものであるため、1942年4月段階ではまだ存在していない(内海愛子、村井吉敬『赤道下の朝鮮人叛乱』勁草書房、1980年、27～28頁。引用は「新装版(1987)」より)。
- (16) 朝鮮における陸軍特別志願兵の第一期生は、1938年に募集され、「龍山の京城陸軍第一志願者訓練所で六カ月間(1941年からは四カ月に短縮)の訓練を終わると翌39年から入隊」した(林えいだい『証言集・朝鮮人皇軍兵士—ニューギニア戦の特別志願兵』柘植書房、1995年、13頁)。「訓練所教育を終えた訓練生は、42年6月までに約七千名に達し、現役あるいは第一補充兵として朝鮮軍に入隊し、その内六割内外の者は上等兵に進級し、直接日本の『戦力増強』の一翼をになわされた」(宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、75頁)。このうち、「龍山の第二〇師団は、(中略)対ソ戦に備えて訓練をしていたが、突然、行先変更で南方戦線行きとなった。日本陸軍の中で、温存していた精鋭を誇る師団で、その中には約三千人の朝鮮人志願兵が含まれていた」という(林えいだい 前掲書、10～11頁)。また、張炳黙(第二〇師団第七八連隊)の手記「東部ニューギニア島参戦記」には、「当時、南洋方面に派遣された十八軍と云ふのは、二〇師団、四一師団、五一師団以外に、軍直轄独立部隊及び相当な数の空軍と海軍を併せて、約十四万名の兵力をもって成り立っていた」とあり、「その中で私が所属していた部隊は、京城(現ソウル)龍山において所謂勅令九十五号『朝鮮特別志願兵制度』によって選抜された、甲種合格者韓国人志願兵一千余名をふくんで、約四千五百名の連隊兵力であった」と記されている(林えいだい 前掲書、271～272頁)。林が聞き取った証言の五つからは、彼らは「南方」へは行ったが、「南方」への出発は金時嘆(第二十師団輜重第二十連隊)の1942年

11月23日パラオ着という証言を除いて、残りは1943年1月はじめに釜山を出発しているため、いずれも1942年4月段階の総督訓示に反省する対象とはならない。そのうえ、そもそも日本語能力に欠ける者は志願兵に合格しなかったであろう。

- (17) 「四月十四日の局長会議席上においても南総督が三度説いた国語の普及徹底化に呼応してか会議第二日目瀬戸威南知事は

全鮮的に国語の全解運動を展開すべきである

と提唱、第三日目柳生江原道知事が同様に国語全解運動を叫ぶなど本問題を中心に答申した知事は瀬戸威南、柳生江原、武永全南、松村忠南、山本黄海、金村全北の六知事で出席知事の半数に至ってゐる 第三日目の如き会議席上において鈴川司政局長より南総督訓示の再読が行はれてゐるなど本問題が如何に真剣にとりあげられたかゞ窺はれよう、意見としては

瀬戸威南「国語常用問題は地方的部分的に行ふ性質のものでなく全鮮的にこれを展開してその成果を期すべきである」

武永全南「国語の普及方策としては国語講習会を各地国民学校に付設し期間も相当長期にとり六ヶ月間を一期として行ふならば昭和廿一年までには全解者五割突破を確保し得よう」

松村忠南「忠南の半島人労務者が南洋に出向いた際、土人から日本語で話しかけられたが返事出来ず日本人国籍を疑はれたとの話があるが、斯くては大東亜共栄圏指導者の資格も喪失する結果とならう、国語普及は宜しく大々的に行ふべきである」

柳生江原「青年隊を中心にその普及を図りたい、青年隊員の半数は国民学校出身者であり、隊長は国民校訓導が兼ねてゐるからその普及も容易であらうと思はれる、また工場、鉱山などでの技術用語、公務上の用語はこれを国語で語らしめるならばその普及も速かに行はれると思料する」

金村全北「国語一日一語普及票を作製し国民学校児童に教へて簡単な日常語を家庭で普及せしめる、時に該校訓導が各家庭を査察に赴けばその普及の程度も判明するし優秀なる家庭には標識を掲げてこれを表彰するなどの方法もある」

などの意見が提起された、その何れもが実行の熱意に燃え、第三日目総督は議事終了後の挨拶に際し

「平北、威南、威北はこの際より一層国語普及に努力されたい 全北の施策はほゞ満足に近いものである」

と述べその徹底方を強調奨励した」

(「定例知事会議・成果の跡を顧る・全鮮的に捲起せ・国語の全解運動・清新発刺議場を圧す；国語常用問題，食糧増産問題，官場の体制刷新」『京城日報』1942年4月24日付1面)。

- (18) 「南方建設の華 半島出身の四勇士

南方各地で散華した朝鮮関係海の勇士氏名は二十四日横鎮より左の如く発表された。

横須賀海軍鎮守府発表

▲全北益山郡北一面新龍里 軍属 金本 暎権 (四月九日ニューギニア方面で戦病死)

▲全北益山郡北一面新龍里 軍属 高 鳳善 (四月十日ニューギニア方面で戦病死)

▲全北完州郡雨田面案山里 軍属 高 善明 (七月二十一日南洋群島方面で戦病死)

▲全北益山郡北一面氷登里 軍属 洪 英童 (三月三十日ニューギニア方面で戦死)」

『京城日報』1942年9月14日付朝刊 (樋口雄一『皇軍兵士にされた朝鮮人—15年戦争下の総動員体制の研究』社会評論社、1991年、111～112、122頁から重引)。

- (19) この趣旨に関連するピラが大野緑一郎文書に存在する。「南洋」の土着民に日本語で答えられなかった朝鮮人の「羞恥」は、各地域で広く配られたと想像される（国民総力咸鏡北道連盟ピラ「国語を知らなければ皇民の羞恥」；咸鏡北道「国語全解運動実施状況」＝大野緑一郎文書 1203・『咸鏡北道管内状況』所収）。
- (20) 「総力運動更に高度化へ・各道連盟“事務打合せ会開催”」『京城日報』1942年3月28日付2面，「“翼賛”の真髓発揮・総力運動打合せ会・大成功裡に閉幕」同29日付2面。
- (21) 川岸文三郎は陸軍中將。国民総力朝鮮連盟の前身である国民精神総動員朝鮮連盟には、1940年7月、専任顧問として就任し、10月の国民総力朝鮮連盟への改組出発の際、事務局総長となり、国民総力運動の中心的指導者となった。なお、川岸は朝鮮第二十師団の師団長でもあった（森田芳夫『朝鮮に於ける国民総力運動史』国民総力朝鮮連盟，1945年3月，41頁）。
- (22) 「十四日の定例局長会議における南総督の国語常用普及問題に対する熱烈なる訓示に应へて全鮮愛国班では国語常会を開き、国語を通して皇国臣民の錬成に乗り出すことになった、右について川岸連盟事務総長は語る
- 本年度の総力運動の重点項目の一つたる国語愛用の普及徹底に就いては種々具体案を練ってゐるが、全鮮的に国語生活の大運動を展開し国語教本の印刷配布 地方部落における国語講習に力を入れ毎月の愛国班常会は国語常会と名づけて成績優秀な部落には表彰を行ふなど本日の総督の訓示に即応してその普及徹底を強化する」
- （「常会は国語・愛国班起つ！」『京城日報』1942年4月15日付夕刊2面）。
- (23) 「昭和十七年度ニ於ケル国民総力運動ハ朝鮮連盟実践要綱中重要項目ノ実践ヲ徹底セシメ征戦貫徹ノ為国内態勢ノ強化ニ重点ヲ置キ半島国民ノ総力ヲ集結シテ如何ナル長期ヲモ戦ヒ抜クベキ必勝体制ヲ確立スルコトヲ方針トス」（森田芳夫『朝鮮に於ける国民総力運動史』国民総力朝鮮連盟，1945年3月，116頁）。
- (24) 「半島人ノ皇国臣民化、内鮮一体の完成上国語生活ノ徹底ヲ期スルハ今日ノ急務タルニ鑑ミ凡ユル施設ヲ通ジテ之ガ具現ヲ図ルコト」（森田芳夫『朝鮮に於ける国民総力運動史』国民総力朝鮮連盟，1945年3月，118頁）。
- (25) 「全鮮の国民学校に・国語講習会設置・常用運動遅しく前進」『京城日報』1942年5月3日付3面。報道は以下の通り。
- 「皇国臣民の錬成と思想統一から南総督の提唱によって国語常用運動を起した総督府では右運動を一歩前進せしめ、これが実践態度を決めるために二日午前九時から総督府司政局室で鈴川司政局長、古川保安課長、筒井総力課長、本田警務課長等の関係官を始め連盟側から川岸総長、烏川総務部長、西川宣伝課長等の関係者が集まり、第一回国語普及打合せを開催し地方の民情並に特殊事情等を基礎に国語普及に関する目標、方策を協議したが、
- 先づ国語生活を目標に手近な各種地方官公施設団体に国語の常用を奨励する一方国民学校を通じて家庭に普及をはかるため全鮮三千百ヶ所の国民学校内に国語講習会場を設置、同所を基点に国語常用運動を捲き起すことを協議、午後零時卅分終了した」
- (26) 「国語普及運動要綱・連盟指導委員会で決る」『京城日報』1942年5月7日付1面。
- (27) 同上。なお、記事中の「国語普及運動要綱」は次の通り。
- 「趣旨 本運動は半島民衆をして確固たる皇国臣民たる信念を堅持し一切の生活に国民意識を顕現せしむる為悉く国語を解せしめかつ日常用語としてこれを常用せしむるにある
- 運動要目 (一)常用に対する精神的指導 皇国臣民として国語を話し得る誇を感じ得ることを

▲日本精神の体得上国語常用が絶対必要な所以を理解せしむること ▲大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民として国語の習得、常用が必須の資格要件たることを自覚せしむること

(二)国語を解する者に対する方策 官公署員は率先国語常用を励行すること ▲学生、生徒、児童は必ず常用すること ▲会社、工場、鉱山等に於ても極力常用を奨励すること ▲青年団、婦人会、教会その他集合に於ても国語使用に努むること ▲苟しくも国語を解する者は必ず国語を使用するは勿論凡有機會に国語を解せざる者に対する教導に努むること

(三)国語を解せざる者に対する方策 国民学校付属国語講習所の開設 ▲各道講習会の開催 ▲国語教本の配付 ▲ラジオによる講習 ▲雑誌による講習 ▲平易なる新聞の発行 ▲常会における指導 ▲児童生徒による一日一語運動 ▲各所在における国語を解せる者よりの指導

(四)文化方面に対する方策 文学、映画、演劇、音楽方面に対して極力国語使用を奨励すること ▲ラジオ第二放送に国語をより多く取入れること ▲諺文新聞雑誌に国語欄を設けること

(五)国語常用者に対する表彰及優先的処遇 「国語常用の家」等国語常用者又は国語普及に功有る者等を表彰すること ▲公職その他の就職及その待遇等の各般の処遇に付優先的に考慮すること

(六)此際官民協力し全鮮的に本運動展開に付ての明朗且熱意ある機運を醸成するに努むること

(七)国語普及年次計画を樹立すること」

む す び

本論文では、特に史料が少なかった 1940 年代の日本語普及・強制政策のうち、1942 年 5 月の朝鮮人に対する徴兵制度導入決定に至るまでの時期に限定して、以下のことを明らかにした。

第一章では、日本語普及政策に強制色が強くなり始める 1937 年までの日本語普及・強制政策のうち、公立初等教育機関、私立学校・書堂、「国語講習会」に対する日本語使用、日本語強制の状況を整理した(第一節)。1937 年に地方議員、官公吏、学校職員に対して出された談話、通牒を取りあげ、1936 年までは道会レベルの「公衆通訳」をめぐる要不要の議論に「廃止」の方向をつける意味を持っていたこと。法令として文面化せず「通牒」の形をとることで、実質的な日本語使用の徹底を狙ったものであったこと。日本語使用の「奨励」を強調するが、朝鮮語「使用禁止」には徹底して反論したことを明らかにした(第一節)。また、朝鮮への最初の兵役導入である志願兵制度実施に関連して教育政策も大きな影響を受け、日本語解得状況が非常に重要な意味を持って取り上げられるようになった(第二節)。

第二章では、朝鮮総督府が国庫補助を投入し、初めて全朝鮮的に繰り広げた日本語講習施設である「簡易国語講習会」の概要を明らかにし、「全部国語ガ分ルトイフ予測」を初めて伴った日本語普及政策であったことを示した(第一節)。あわせて、教育令の改正に伴い随意科目となった朝鮮語が実際に「廃止」となっていく過程を検討した(第二節)。これらの結果、少なくとも都市部では歴然と日本語解得率の上昇が認められるに至ったことを示した(第三節)。

第三章では、具体的な日本語使用強制、朝鮮語廃止の事例を、京畿道仁川府を中心に整理した。但し、地方版の史料が 1941 年 7 月までであったことに規定され、その後の展開まで追えなかった。仁川府町連盟の日本語解得状況調査結果は、指導者レベルの日本語「全解」にはまだ距離があったことを示していた(第一節)。1940 年末、国民訓練後援会による「国語全解運動」(全朝鮮国語普及運動)が始まった。民間「運動」として、中等学校生徒を長期休業中に動員し、その出身愛国班等で日本語教育をさせようというものであった。しかし、その「民間」性も、背景には朝鮮総督府関係者の後押しがあり、二回目以降は学務局、警務局、総力連盟が後援し、推進された。

大和塾のような独自の組織で日本語普及を行ったところも存在した(第二節)。また、1941年9月末には南総督が「国語常用」に関する訓示を出し、以後、各地の学校、学校外においても日本語解得者相互間では日本語使用が厳しく行われるようになった(第三節)。

第四章では、1942年5月6日の「国語普及運動要綱」に至る日本語普及・強制の動きを、徴兵制導入との関係を意識しつつ検討した。

1942年3月上旬の朝鮮青年体力検査が「軍官民」の総力で「一人の検査漏れのないやう」に青年を動員したことは、壮丁検査の予行演習の意味もあった可能性がある。また、高橋軍参謀長は実施過程で「国語普及の重大さ」、朝鮮人青年の日本語能力の必要性を感じとった。

4月14日定例局長会議における「国語普及運動」の「徹底」に関する総督訓示は、それ以前の二つの「国語普及」の指示・訓示とは違い、「大東亜共栄圏」において「国家総力戦の一翼を担当すべき」朝鮮人は「日々国語を常用し得るに至らなくてはならぬ」と強調していた。しかも、「南方」の「土着民」にも劣る日本語の出来ない朝鮮人の姿をクローズアップし、南方の土着民に対する一種の差別感を土台に、この抑圧構造を利用して、日本語の習得へ向かわせようとする論理が見られた。これは日本軍が「南方」進攻をしたために起こった労働力動員が原因でもたらされた事態であったが、この論理を利用した「国語を知らなければ皇民の羞恥」(朝鮮語)という広報紙までが登場した。「時局」を巧みに利用した「国語の全解運動を一段と徹底」する論理構築であった。

国民総力朝鮮連盟の日本語普及に対する動きは、4月14日の「総督訓示に即応」して活発になった。また、5月6日の「国語普及運動要綱」の決定以前に、総督府関係者との打合会や運動要綱の作成を行っていた。この4月14日総督訓示が「国語全解運動」において大きな転機をもたらすものになったといえることができる。

5月9日以前には、総督と朝鮮軍関係者、および徴兵制導入に関する調査をした者以外は徴兵制度導入は知らなかったといわれる。しかし、総力連盟としては専任であり、かつて朝鮮第二十師団長をも務めた事務局総長川岸文三郎が4月14日の総督訓示に見事に呼応して「国語普及運動要綱」への動きを早めたことを考えれば、総力連盟の動きも徴兵制導入発表をかなり意識していたのではないかと推測される。

以上、全体として、これまでほとんど紹介されてこなかった1940年代の『京城日報』の記事に大幅に依拠して、日本語普及・強制政策にかかわる諸事項を時系列で整理してきたが、「簡易国語講習会」が「全部国語ガ分ル」ことを想定して立てられた計画であったこと、学校教育で朝鮮語が事実上の使用禁止をされながら、日本語「常用」へと切り替わっていくことを考えると、当初の構想以上に1938年を前後する時期の日本語の「全解」と「常用」に関する質的変化が重要であり、本論文ではほとんど触れなかった第三次朝鮮教育令や志願兵制度導入等の「皇民化」政策との関連をさらに深めて検討していく必要があることを書き留めて置かねばならない。

徴兵制度導入発表後、さらに日本語普及・強制に拍車がかかっていくが、本論文ではこれらの検討もなし得なかった。また、「国語普及運動要綱」が各地でどのような特色を持って展開していくかについても今後の課題としたい。

なお、本研究は文部省科学研究費特別研究員奨励費による成果の一部である。